

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十六回改定委員会

平成十五年八月二十二日（金曜日）

午前九時開議 国際協力事業団 11ABCDEF 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	山崎 信介	農林水産省 国際協力課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課

- ◇-----
- **國島共同議長** 少々委員の数が不足しているような感じもしますが、昨日 1 時間早く開くということに決まり、只今 9 時を過ぎました。JICA 環境社会配慮ガイドライン第 16 回の改定委員会を始めさせて頂きます。朝早くからお忙しいところお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。昨日お手元にあります 103 ページにわたる資料についての 41 ページまで審議をして頂いたのですが、昨日の様なやり方で進めると、物理的に今日 1 時間増やして 4 時間としても 10 ページ残るといふ勘定になることは、誰が見ても明らかです。昨日の原科共同議長は、大変丁寧に意見の内容をレビューしながら議事を進めておりました。

今日の進め方としましては、色々考えました結果、とにかく全部一回終わらせる。それから起草グループに戻す、あるいは起草グループのみならず事務局で事務的に処理できると明らかになるものと、議論をこれからでもしなければならぬと思われることと、すでに議論が相当煮詰まったことに対して、その中の 1 つの議論をあえてさらに書き加えたものと色々あり、それは一目瞭然です。一応議長としましては、昨日議事の直前に頂きました資料を一通り目を通しておりましたが、今日の議事進行を早くするために、昨日もう一回今日行う分の議事を前回のドラフトと共に、熟読させて頂きました。全体的にこの意見を採用するか、あるいはどうするかということについては、一応議長の案を全般的に作りまして、昨日相当な時間をかけて作ってまいりました。それをここで申し上げながら、それについて皆様から反応をして頂くということで、進めさせて頂きたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

- **原科共同議長** よろしいですか。これまでの進め方と少々趣旨が違うという気もしますが、少々手間がかかるので止むを得ないところと考えて頂いてよろしいですか。それをベースにさらに議論するという事でよろしいですか。

- ◇-----
- **國島共同議長** もちろんです。区分けとしては昨日と同じように起草グループ、あるいは事務的に修文するところに回すか、改めて議論するかということについての区分けをすることは、その案で進めますが、今日の部分は基本方針と違いまして、構成と内容というかなり具体的な内容に踏み込んだ部分だったので、試しに暫くこれで進めさせて頂きまして、やはり 1 つ 1 つ昨日のように丁寧にした方がいいということであれば、もちろん途中でそうさせて頂きます。一応最初は今のようを始めさせて頂きたいと思っております。

それでは今日は、お手元の資料 42 ページから始めさせて頂きます。42 ページの 128 につきましては、これは OK というように思いました。1 ページごとに言いますと、次は 129 の松本委員の修正も OK であろう。129 の田中委員の意見も OK だろう。一番下の村山委員の「開発」と「発展」については、何かご説明があれば受け賜りますが、私としてはここまでの内容と流れからすれば、原案通りで差し支えないというように判断致しました。これはいかがでしょうか。

- **村山委員** 時間がないので、簡単に申し上げたいと思います。我々の分野では、「開発」というより「発展」という言葉の方が一般的なのです。ただ開発援助ということでされているので、このような表現が一般的なのだろうと思うのですが、理念ですからもう少し開発よりも概念的に広い意味での「発展」という言葉を使った方が、いいのではないかとということで、次の 130 でも挙げさせて頂きました。
- **國島共同議長** サステナブル・デベロップメントという英語そのものは同じでということですか。そうしますと、例えば政府開発援助という言い方をしているのですが、それを政府発展援助に直した方がいいという、そのような趣旨も含まれているのですか。
- **村山委員** そこまでは申し上げておりません。持続可能な発展と開発というような場合、開発より発展の方が私は良いと思います。
- **國島共同議長** はい、深田委員どうぞ。
- **事務局 深田(以下 深田)** そこにつきましては、私も個人的には村山委員と同じく、サステナブル・デベロップメントという単語の日本語訳としては、発展の方が広い概念で良いと思っております。実は WSSD に至る過程で、政府は統一して「持続可能な開発」と言っているものですから、ここでそれを発展にすると定義からやり直さなければならないという、大変な作業になります。これはこのままにして頂く方がいいと思います。というのは、この言葉は色々な議論があるのですが、これでいこうということで、あらゆる文書でそうなっておりますので、ご理解頂ければと思います。
- **國島共同議長** ということで、今の村山委員のご趣旨自体は、委員の皆さんは了解しているということなので、ここは事務的に、提言案については JICA の書類を作るという意味で、用語として今回はこれで進めたいと思います。
- **原科共同議長** 注を付けるといいかもしれません。
- **國島共同議長** そうですね。ですから、それは書き方としては、作る時ですね。
- **原科共同議長** 途上国の場合は開発かもしれませんが、先進国では発展という表現が一般化しております。
- **國島共同議長** ということで、私が申しましたように右側の藤本さん、松本委員、田中委員は OK ということで、修文・修正・追加の案なのですが、今の内容を決めておくと、起草グループか事務局が事務的に行うかは別にして、先程田中委員より、ある程度方針をここで決めておかないと、後で何か作業を頼まれても困るということになるということでしたが、このように決めていけばそうはなりませんか。
- **田中委員(環境省)** 今の注のことについてですか。
- **國島共同議長** いえ、注ではなく今の 42 ページ 128 の藤本さんのご意見、129 の松本委員、田中委員、村山委員、藤本さんのご意見等、これはこれで生かすということで、これくらい決めておけばよろしいですね。
- **原科共同議長** 注を付けて頂くということも考えて下さい。
- **國島共同議長** 一番下の「発展」ということについてですね。

- **田中委員（環境省）** 最終的なガイドラインとして注を付けるという意味なのか、それとも提言として考えるということであれば、提言の方に何か注を付けるということにした方がいいかもしれません。
- **國島共同議長** よろしいですか。では次に 43 ページに進みますが、今日藤本さんはいらっしゃいますか。いらっしゃらなければ、これはあちこちに文章が入っているということなので、却下という言い方が強すぎるかもしれませんが、特に取り上げないということにしたいと思います。その次 130 の田中委員の意見は OK。村山委員の意見は今の議論が済みましたので、これは OK。そうすると、JICA の意見についてもそのまま OK。それから、131 の JICA の意見も OK と思われたのですが、1 つ「参加性」という言葉が下から 2 行目にあるのですが、これは一般的な言葉なのか。
- **事務局 鈴木（以下 鈴木）** 参加性ですか。
- **國島共同議長** 「構成要素である参加性、情報の透明性～」に直すと書いてあります。
- **鈴木** これは原文が「参加性」とあったので、原文を活かしつつ整理したということでございます。
- **國島共同議長** そうですか。分かりました。次の 132 の原案に「あわせて実施機関のみならず、ステークホルダー参加者すべては、その言動に説明責任を強く求められる」。これを削除するという松本委員のご意見がございましたが、私としては松本委員の意見は却下で、ただし原案の「説明責任を強く求められる」の「強く」だけを取るというくらいで、原案を生かすというのが私の意見です。
- **原科共同議長** 一言すみません。これについて、私は異論があります。説明責任というのは政府に求めるアカウンタビリティですから、ステークホルダー個人や住民に、説明責任という概念は合わないと思います。これは政府が公共のために働く主体としての説明責任なので、アカウンタビリティの意味からすれば、これは強引で変な言い方です。説明責任という言い方は、適切ではありません。
- **國島共同議長** 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** これは私が起草グループで作成したのですが、色々な場合があるので難しく、よく分からないのですが、実務を経験した者としては、例えば行政だけが説明責任を求めるのかというのは、少々変わってきているのではないかと思います。市民組織という組織が看板として動いている NGO もそうだと思うのですが、そのようなものがあると、アクションなり、言動する場合にはそれなりの根拠が求められる場合には、それなりの説明をしなくてはいけないのではないかという意味です。

即ち私が経験した中で、ここにおられる NGO の方々はもちろん立派な組織なのですが、私の体験として、非常に無責任でかき回すだけの NGO も実際にいるわけです。そのような方に今言ったことを、パブリックでステートメントしたら、それに対してきちんと説明して下さいという、そのような責任があるのではないかと思います。これは非常に大きな問題だと思います。当然これはディスカッションしなければならないと思い

ます。

- **國島共同議長** ということは、議論ということですね。
- **原科共同議長** それならば、説明責任という表現を使わない方がいいと思います。アカウンタビリティというのは、あくまでも政府や公共主体にとって言われることなのです。住民が責任を持って説明をしろということも分かります。通常の説明責任と概念が違うと思います。公共主体の役割として、求められることです。
- **國島共同議長** ということ、これは議論に残しておくということにさせていただきます。このページについて、他にございますか。
- **鈴木** よろしいでしょうか。131はJICAの修正でOKなのでしょう。
- **國島共同議長** はい。OKです。
- **鈴木** はい、分かりました。ありがとうございます。
- **國島共同議長** よろしいですか。どうぞ。
- **吉田委員** 今の國島共同議長の「OK」ということですが、矛盾する修正を2つOKしてしまうと、調整が必要になってくると思います。
- **國島共同議長** ありますか。昨日かなり読んだのですが。
- **吉田委員** 例えば130で田中委員は「内部化する努力とプロセス～」とそのまま活かしつつ修正があるのですが、一方でJICAはそれを除いている。これはどちらですか。
- **國島共同議長** 両方活かすという意味で、私はOKしております。
- **吉田委員** 両方活かして、起草グループかどこかで調整をするということですね。はい、分かりました。
- **國島共同議長** 原則として、両方書いて矛盾のないものは両方書きます。片方削って片方残すという意味でのOKではなく、残したままたくさん書くということを原案にするという意味で、昨日私は読んでおりました。
- **吉田委員** そうすると、修正の意見の趣旨を取り込むことがOKだということですね。分かりました。
- **國島共同議長** ですから今細かく見ると、吉田委員がおっしゃったような不備などがあると思いますので、今日は是非そこをご指摘頂いて、それは議論するなど決めたいと思います。次のページに進みまして、44ページの132-aですが、今日神田さんはいらっしゃいますか。内容は非常にもっともなのですが、ここに書かれていることは、すでに他の文章に入っている気がしましたので、これはわかりましたということで、文章そのものは活かさなくてもいいのではというのが、私の意見です。
それから、その次の村山委員の全体の構成です。昨日一晩読んだだけですが、現在の案とそれほど大きく変わっているとは思いませんでしたので、さしあたり原案でいくのはどうかと思いました。135の氏家委員の意見は、その通りですのでOKです。最後の村山委員の意見は、先程議論済みと理解したのですが、何かございますか。
- **村山委員** 構成上の問題なので、あまり時間を取る必要はないと思います。

- **國島共同議長** 他にございますか。次のページ、45 ページに進みまして、136 の田中委員の意見ですが「日本」という表記にするので、これは却下です。従って、JICA の意見も却下です。137 の山崎委員の意見は、下から 2 行目の「我が国政府」を「日本政府」に直すということで、このままの通りで OK です。
- **原科共同議長** 「我が国」を「日本」ですか。これは「適切に」をはずした方がいいかということなのですが、これでいいのでしょうか。深田委員、どうぞ。
- **深田** ここはやはり議論にして頂けますか。やはり「適切に」と「参考と」では、ニュアンスが大分違うと思います。
- **國島共同議長** はい、それでは議論するというので残しておきます。その次の 138、神田さんのご意見は、先程の 132 と同じように丁寧に書いて頂いているのですが、ここも既に内容が出ているということで、参考にとします。139 の氏家委員の意見です。
- **原科共同議長** これは、この前、関西 NGO の方々とテレビ会議を行った時に、かなり強調されていました。「早期段階」と「初期段階」では意味が違っておっしゃってありました。議論した方がいいのではないのでしょうか。
- **國島共同議長** はい、それでは議論で結構です。139 の氏家委員の意見は、その通りだということで OK です。
- **原科共同議長** 氏家委員の「必要に応じて」というのは、読んでいて大変ひっかりました。非常に弱くなってしまいます。これは議論が必要かと思います。
- **國島共同議長** そうですか。議論にします。その次の村山委員の「代替案の検討を盛り込むように努める」というのは、全体を見ますと他のところに、1、2 回代替案のことが出てくるのですが、ここにあって書くというご趣旨なののでしょうか。そのようなことですか。わかりました。ではこれはこのままで、よろしいのではないのでしょうか。一番下の JICA の案は、これは今の氏家委員と村山委員の意見を活かすとすると、却下と申しますか、上の 2 つで修文するというように思ったのですが、いかがですか。
- **鈴木** はい。ここは準備・形成段階から関与する場合に、どう SEA を置くのかというのが、我々イメージがわかかなかったものですから、「マスタープラン等の～」というところから始めた趣旨でございます。
- **國島共同議長** では、この 139 は全体的に議論するという事に致しましょう。今のページをもう一回見て頂いて、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは 46 ページに進みますと、140 はモニタリングという言葉が馴染まないという、昨日議論の結果が出ましたのでこれは OK とします。140-a の川村委員ですが、追加という意味がわからないのですが、ご説明頂けますか。
- **川村委員** これは昨日出た、初めの重点項目に相当する部分でも同じコメントを入れており、それに整合性をとった形です。要するに、ステークホルダーの参加と透明性というのは大きな目的にして、情報公開をその手段として、位置付けるという形で整理したらどうかということです。140-b から 142 まで全体を通じて、そのような整理をしたら

どうかという提案です。

- **國島共同議長** 具体的にはこの 140-b の文章を追加するというので、対応するということなのでしょうか。
- **川村委員** ステークホルダーの参加については、後の「重要事項 5」で出てきますね。その順番を変えて、まずステークホルダーの参加をまず始めに持ってくる。次に「重要事項 5」として透明性と説明責任、141-a として持ってくる。情報公開というのを 142-a にするということです。
- **國島共同議長** 分かりました。これは議論ということにするという議長の案です。それから 140-a、140-b はそのようなことで議論とさせていただきます。141 の氏家委員と JICA の案ですが、両方とも却下で、原案通りでいかがでしょうかというのが私の案です。141-a、141-b は今のご趣旨と同じということなので、先程の議論に含まれているということにします。
- **原科共同議長** すみません。早く進んでしまうと、十分フォロー出来ません。それでいいのか判断しにくいです。
- **國島共同議長** いえ、1 ページ進んで、それから戻って頂けますか。142 の氏家委員と松本委員の修正案は、この通りでいかがでしょうかというのが、私議長の案です。ご意見、どうぞ。
- **鈴木** 141 のところは、「相手国政府の協力の下～」ということで、このあとの「了解を得た上で」というのは仮に削除したとしても、相手国政府の協力の下で積極的に行うという一語を、情報公開のところで議論があった時に、協力を得ないで勝手に JICA が情報公開を先方政府で行うことは出来ないだろうというお話は出ていたと思いますので、この「相手国政府の協力の下」という言葉だけは残して頂きたい。それが議論の結論だったのではないかと思っております。
- **國島共同議長** わかりました。他にご意見ございますか。
- **原科共同議長** このような表現がいいかどうかは、今いらっしゃらないのですが、よろしいのでしょうか。
- **國島共同議長** 今の議論も含めて、要するに私の案は、鈴木さんがおっしゃられたところは、原案の方が付帯条項なくて、非常に強い感じになって書いてある文章だと思いません。逆に、先程原科共同議長から「必要に応じて」や「適切に」を取るというのは、強く書かれている原案を弱くする。弱くみえるものを強く書くという意見が、色々な立場の方から全体的に出てきているように私は理解して、今まで議論を聞いておりました。全体的に昨日の分も見て、全部のバランスをみて、私はここの部分は少し強めに、付帯条項なしに書いて、相手国政府の協力については、次のどこかに出てきているわけです。先頭のところは提言なので、少し強めに付帯条項なしで書いて、細かく次に行ったところで、今の政府の協力について書くということで、全体のバランスをみて提言をするつもりです。皆さん非常にまじめに個別のところ、部分最適を目指して、それを積み

上げていった結果、全体のものがよくなるということもあるかと思います。一応私の案は、他のところをみます。今おっしゃったところは、他のところで必ず出てくるという安心感の下に言っていることはご理解下さい。しかし、ここに書く方がいいこともあるかもしれません。

- **原科共同議長** そのような意味では、國島共同議長がおっしゃるような趣旨の方がいいと思います。ここでわざわざ言ってしまうと、相手国政府が認めないという印象を与えてしまいます。
- **國島共同議長** それは考え次第です。
- **田中委員（環境省）** この点については、本委員会や起草グループでもずっと議論になっていたポイントで、要は昨日の議論のスクリーニングのクライテリアからすると、このような大きな問題をこのメンバー構成で決めてしまうのはフェアではないと思います。ですから、議論ということで進めていった方がいいと思います。
- **國島共同議長** 46 ページの 140、141 は議論にして、142 のところは、この修文でよろしいですか。富本委員、どうぞ。
- **事務局 富本（以下 富本）** JICA の富本でございます。141-b も議論ということでよろしいでしょうか。
- **國島共同議長** はい。議論です。140、140-a、140-b、141、141-a、141-b も含めて議論ということにします。よろしいですか。田中委員、どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 142 はこの修文で OK というご意見ですが、私は氏家委員がお書きになっている部分で、「事業目的から技術問題が適切な合意形成に資するため」というのが、いまひとつ文章としてピンとこないのですが。
- **國島共同議長** ご意見は何でしょうか。
- **田中委員（専門員）** 私の意見は、まずこの協力事業の事業目的の前に、必要性というのを 1 つ入れた方がいいと思いました。それから、環境社会影響に関してという言葉がより良いのではないかと思いました。
- **原科共同議長** ステークホルダーは結構微妙になるので、議論に残した方がいいと思います。
- **國島共同議長** では、そうしましょう。46 ページは全般的に議論をするということにします。その次に 47 ページの 142-b は、今の 46 ページと同じように議論の項目に含めるというのが案です。144 は、基準の話が昨日出ましたので、澤井委員のご提案通りにします。146 は、JICA のこの修正案でいいのではないかと思います。147 の山崎委員の修文のご提案もこの通りでいいのではないかと思います。それから村山委員の「自然への影響」、「環境への影響」というのは、環境への影響を説明している文章なので、「自然への影響」でもいいのではないかというのが私の印象です。村山委員がいらっしゃるので、何かあればどうぞ。
- **村山委員** 山崎委員の意見と私の意見は同じなのです。自然への影響と言ってしまうと、

人間への影響が抜けてしまうので、それで「環境」という言葉に置き換えました。上に書いてある方がむしろ正確ではないかと思えます。

- **國島共同議長** 上の方ですね。田中委員、どうぞ。
- **田中委員（環境省）** これはJBIC も同じではないかと思うのですが、単なる言葉の問題ですが、私の理解は「大気、水、土壌、生態系及び生物相等の自然」ということで、「への影響」が、全て「大気、水、土壌」に繋がっていると思えます。つまり「人間の健康と安全への影響」が、「大気、水、土壌、生態系、生物相等を通じた」と繋がっているのではないのではないかと。文法・言葉の問題です。ですから「健康への影響」が、「大気、水、土壌を通じた影響」というのが、生態影響もありますが、健康への影響も含まれているのではないかと思えます。
- **國島共同議長** アンダーラインが入っている場所がおかしいということですか。
- **田中委員（環境省）** ですから、例えばこのようにしますと、生態系、生物相等を通じた健康への影響という、何か変なことになってしまう。むしろ原文の方が、筋が通っているのではないかと思えます。もしJBICの方で何かございましたら、お願いします。
- **原科共同議長** だから一回、「及び」の前で切ってもいいかもしれません。大気、水、土壌くらいで切った方がわかるという意味ですね。
- **國島共同議長** これは当事者から何かコメントがあればお願いします。
- **澤井委員** 趣旨は皆さんご理解されていると思えます。
- **富樫氏** 農水省の方でこのような修文を出させて頂いたのは、次の155の表現で、(案1)、(案2)というのがあるかと思えます。当省としては、案2の方がより分かりやすいということで、このように表現したということをございます。
- **國島共同議長** 了解しました。内容についてはなく、田中委員のお話は日本語の話ですね。分かりました。これは起草グループで修文を考えて頂くということで、この47ページはいかがでしょうか。どうぞ。
- **川村委員** 144は昨日も議論すべきだと言われた基準のところですね。
- **國島共同議長** 昨日、議論でされることになったので、ここでする必要はないとおもいます。
- **原科共同議長** 議論ということですね。
- **國島共同議長** ここで議論するというよりも、昨日のどこかのところに出てきたところだと思います。あと147の最後は三原さんのご意見で、エネルギーという言葉を入れたということですが、私自身これはもっともだと思いましたので、文章を作るときにここ以外にも、入れられる可能性があるところがいくつかありましたので、それを入れるという取り扱いにするというのが議長の案です。48ページですが、148から152までなく、153の川村委員の修文にあるアンダーラインの部分は、これでいいと思えます。それから、154の農水省の山崎委員の意見ですが、「発掘～」という言葉については、昨日も若干議論になりましたが、昨日の議論の趣旨で、ここは元々の原案どおりという

ことにします。JICAの方はもう一回見直した修正案については、この修正案を活かしたいというのが議長の案でございます。特にございますか。

- **原科共同議長** 意思決定というのは判断までだと思うのですが、その次のアクション、外務省に意見を提供することも意思決定の表現にしてしまうのでしょうか。意思決定というのは判断ですね。外務省に意見を提出することはアクションですね。
- **國島共同議長** 意思決定を行うことは原案にも入っています。
- **原科共同議長** 原案は意思決定を行うとありますが、いいのでしょうか。少々気になりました。JICAから説明して下さい。
- **鈴木** JICAからは支援・確認と色々定義をしていくわけですが、何を示すか。意思決定をした後に、当然ながら決定の内容について、JICAだけではハンドリングできないものも当然あるというのは、この委員会の議論の中で多々ございました。それをきちんと適切に外務省に伝えていくということも含めて意思決定するのが、正しい意思決定の方向かと思います。
- **原科共同議長** 意思決定の定義として、「意思決定とは～の判断を行うことをいうが、さらにその結果を外務省に意見を提供する」というような言い方がいいのではないのでしょうか。意見を提供することも意思決定に入れると、変な感じもしますが。
- **鈴木** もしそれが適切であれば、事務局の方で骨子案を考えます。
- **田中委員（環境省）** 私も意思決定というと、何か判断をするということなので、例えば情報公開等色々手続きがありますが、外務省にきちんと伝えるということは、むしろ手続きではないのかという気がします。
- **原科共同議長** そうですね。定義とアクションと分けて表現した方がいいと思います。
- **國島共同議長** なるほど。他に48ページまででありますか。
- **原科共同議長** 今、手が挙がっています。
- **農林水産省 前田氏（以下 前田氏）** 農水省ですが、先程國島共同議長がおっしゃった進め方でいいと思います。昨日実施主体をどうするのか、責任主体をどうするのかというところを後日議論しますということだったのですが、そこと併せて意見があれば発言させていただきます。
- **國島共同議長** ありがとうございます。その次に49ページの154-fまでの間に、JICAから追加のご提案がございますが、これはこれでいいのではないかとというのが議長の案です。
- **田中委員（環境省）** まず趣旨をご説明頂いた方がいいのではないかと思います。
- **鈴木** ご説明させていただきます。実はこの情報公開を通じて、ガイドラインで色々な言葉が使われています。情報を公開する、提供する、公表する等様々な言葉が使われておりまして、JICAの情報公開推進室にも確認したのですが、それぞれ意味が違う。情報公開、情報提供、公表とここにありますようにそれぞれ使い分けて、どういう情報を、どのような制約の下に、どのような基準に基づいて行うのか。それを明確にしておかない

と、情報の提供の仕方を間違えるのではないかということで、定義をここに入れたということでございます。定義をした上で後ろの方に、このあと情報公開が多々出てくるのですが、そこをこの定義に基づいて公表するという使い方をしたり、あるいは情報公開をするという使い方をしたり、整理をし直しております。

- **國島共同議長** はい。田中委員どうぞ。
- **田中委員（環境省）** 私の印象は、ここの154のbからfについては、かなり異質な仕組みをこの中に盛り込んでいるのではないかというような印象を受けます。
- **國島共同議長** 異質な仕組みとはどのような意味ですか。
- **田中委員（環境省）** 例えば情報公開というところに、情報公開法の法目的のようなものが書かれていたり、異議申し立てというところに、行政審査法に基づく異議申し立てか、あるいは審査請求も含めて、そのような行政審査法に基づく制度の説明をしているような感じがします。もちろんそのような法制度はあるのですが、ここで問題にしているのは、このガイドラインに基づいて異議申し立て制度を創設する場合に、それをどのような仕組みにするかということであって、例えば行政庁・行政処分がどうのというようなことは、ここでは問題にならないのではないかと考えております。

例えば独立行政法人が行政処分、あるいは行政庁足りうるかという別途の問題はありますが、かつ情報の公開等についてはJICAにあっても、それは行政審査法の対象にあたりすることはあると思うのですが、今問題になっているのはそのようなことではなく、このガイドラインに基づいて行われている行為が、適正かどうかについて国民なり第三者から意見が出てくることについて、どう対処していくかということであって、全く違うことをここで持ち込んでいるような感じがします。

- **原科共同議長** おっしゃるようなそのような感じがしたのは、ここの部分で、本ガイドラインにおいて「支援」とはという表現ですね。本ガイドラインではこう定義すると、わざわざ書いております。一般的な定義でしたら、それこそ辞書を引用すればいいような感じもします。このガイドラインの中では、異議申し立てはどのような意味なのかというそのような説明はいいと思います。ですから、一般的な概念のバックグラウンドが必要ですし、それとあまり食い違わないことが必要ですが、あまりそればかりでは、ここで議論するフィールドが違う場合おかしなことになってしまいます。
- **鈴木** 確かにおっしゃるとおり、異議申し立てのところは一般論として載っておりますから、まさに田中委員がおっしゃったような部分でございます。ここの部分は特にJICAとしても、定義として入れる必要はないと思っております。公表と情報提供というところの言葉の使い分けだけ、後ろの方にどのようなアクションを取るかということに繋がってきます。
- **田中委員（環境省）** そこは認識がありまして、例えば松本委員（FoE Japan）の方で、詳細にありましたマル秘扱いにしないということと、積極的に公表するというのと、求めに応じて当事者に情報を提供することは、それぞれ違います。全部含めて情報公開

となっていて、場合に応じて情報提供と使い分けているのだと思います。それはそうだと
して、今書かれているような定義をきちんとおいた時に、後ろがそれに対応している
かどうかというのは、もう一度仔細に点検してみないと分からないと思います。

- **國島共同議長** もちろんそれは次の作業ですが、ここで用語の定義を一回、今までなかつたものを取り込んでみることも自体悪いことではないと思います。
- **田中委員（環境省）** 悪いことではないのですが、ここまで詳細に書き分けて、後ろがそれに対応してくるものが出てくるかどうかよく分かりません。もっと広い概念で、情報公開というように使うかもしれませんし、書き分けた方がいいということであればそれでもいいかもしれません。
- **國島共同議長** 後の全体を見ますと、これはここであった方が私はいいと思います。
- **田中委員（環境省）** それは後ろを見てもう一度議論すればいいと思います。
- **國島共同議長** そうですね。
- **原科共同議長** 一応これを追加します。内容については少し直して頂いて、追加して、議論ということにします。
- **國島共同議長** ということで、5の前まではこれでよろしいですか。
- **原科共同議長** だいたい、いいペースだと思います。だいたい時間通りです。
- **富本** すみません。少し戻って恐縮なのですが、132-a で神田さんという関西 NGO の方のご意見で、かなり開発に対する批判ということもありますし、これは参考にされるということでしたが。
- **國島共同議長** この文章をそのまま載せるようなことはしないで、すでに同様の趣旨のことがいくつかの文章に述べられているように私は見えましたので、これ自身は直接取り上げないということです。
- **富本** はい。分かりました。確認だけです。
- **國島共同議長** 文言の言い方はともかく、おっしゃっている中に重要な部分もあるということです。その次に49ページの155に（案1）と（案2）が出ているところなのですが、議論にしようということは一番簡単なことなのですが、一応私が昨日全体を見た印象では、松本委員の意見はその通りだと思います。それから、その次に山崎委員の意見はやめて（案2）がいいという意見なので却下なので、削除の意見は無視したとして、村山委員の意見もOKだと思いましたし、三原さんの意見もOKだと思いましたし、JICAの意見もOKだと思いました。私が全体的に読んだ時には（案1）は、右側の追加修正の意見を活かすという案でいいのではないかと思いました。従いまして、そのあとの156の（案2）については（案1）を活かすということです。唯一三原さんの「エネルギー」という言葉を入れるということは、このみならず全般的にそのご趣旨を活かしたいと思いました。これが議長の案ですが、色々ご意見があると思いますから、ここは議論ということにしましょうか。
- **鈴木** ここはただ起草グループの中でも、委員会での議論が尽くされなかったもので、大

- 変悩まれたところですので、一回議論をして頂いた方がよろしいのではないのでしょうか。
- **國島共同議長** 今回の私の意見は意見として聞いて頂いて、ですから 155、156-a までは、一回議論ということにしたいと思います。その次の 157 は特にございません。その後は原案については大きな項目の「Ⅱ. 基本的手続き」というところに入ります。番号がついていない 2 つについては、JICA 案の修正はこれでいいと思います。それから 159 の山崎委員からの修文の「外務省の求めにより」と入れる件については、先程のご説明のように前回の事業主体の話を明確にすることの流れで、入れるなら入れるし、このままでいいというのならこのままで、議論の結果待ちということでございます。160 について、この JICA の案で結構ではないのでしょうか。それから 161 の氏家委員の案につきましても、私は今の 51 ページの範囲ではいいのではないかと思います。
 - **原科共同議長** これはたいしたことはないのですが、表現として私が思ったのは、環境影響評価報告書というのは、文書のことだと思います。報告書というと評価書になってしまうので、評価書以外にも文書は色々あると思いますから、むしろ「現地の環境影響評価プロセスにおいて報告される各種報告書で」という各種報告書というのは、これは評価書だけではなく、準備書等色々ありますから、環境影響評価文書と言った方がいいような気がしました。用語の使い方で、私はそう思いました。
 - **氏家委員** 私もそのような趣旨です。少し間違いました。
 - **國島共同議長** 今のは文言ということで、広く捉えられる方ということにしたいと思います。では、1 ページめくって頂きまして、52 ページの上に「(以下「現地環境影響評価報告書」～を削除) というのは、言葉を気にしないで今の原案のとおりというのが私の案です。山崎委員の修正の案については、このとおりでいいと思います。村山委員の修正案もこれでいいと思います。JICA の修正案は、上を活かすと少々違ってくるので、JICA の案を却下するという案が私の意見です。本当は却下する前にご意見を聞かなければいけないのですが、どうぞ。
 - **鈴木** この別紙 1 というのは、相手にどのようなことをきちんとやりなさいということの環境社会配慮が書いてあるものでございまして、現地環境影響報告書を情報公開するというのも相手に求められるアクションですので、その別紙 1 にまとめた方が、すっきりするのではないかと思います。削除するという趣旨ではありません。
 - **國島共同議長** 別紙 1 は昨日の趣旨ですと、作り直す予定ですよ。
 - **鈴木** まだこれから議論してからです。
 - **國島共同議長** 議論をする予定ですね。今のままの別紙 1 は使わないということですか。
 - **鈴木** 別紙 1 はまだ入れ込んでいないですよ。
 - **原科共同議長** 別紙 1 はまだですね。161 は全体としてうまく用語を整理して、表現を変えるというようなことで、起草グループにお願いします。よろしいでしょうか。
 - **國島共同議長** ここは議論ではないところで、処理して頂くということです。その次に 162 も JICA の修正案のとおりでいいと思います。

- **原科共同議長** 別紙 1 に移動させるかどうか議論が必要です。私は本文中に書くから意味があると思っておりました。これは検討しなければいけません。
- **田中委員（環境省）** このところは対象プロジェクト全体として求められることを書いておきましょうということで、ほとんどのことが別紙 1 に全部入ってきています。本文に入れるという手もあります。ですから情報だけがここにあるというのは、私もおかしいと思いますので、移すということ自体は別にそれでもいいと思います。整理の問題です。
- **國島共同議長** ということです。52 ページの中ほどまでまいりました。その次が「2. 環境社会配慮支援・確認の基本的枠組み」の 163 です。これは先程の相手国政府の話が文章に出てきているのですが、田中委員の修正案と石田委員の修正案は、このとおりでいいと思います。52 ページまでよろしいですか。それでは 53 ページの 164 についての JICA の修正案はこの通りでいいと思います。それから 165 の山崎委員の修正案は、先程からの同じ文脈の外務省の話ですので、前の検討に従うということで、このお申し出は特に取り上げません。それから JICA の 165 の修正については、この通りで結構です。166 のことについての村山委員と JICA の案は、両方まとめてそのまま活かしたらどうかというのが私の案です。167 は、私が見た限りでは原案がいいと思います。何かご説明があればどうぞ。
- **鈴木** これは若干整理を試みたわけですが、166 と 167 の部分を整理して、そのようなことで少しずれてきているのですが、かなり細かく原文が書いてありましたので、166 (b) と 167 (c) を整理して、現在の JICA 案の 166 になっております。スコーピングの部分も上に入れて、コンパクトにまとめたという趣旨でございます。
- **原科共同議長** 166 でするなら、167 は要らないのですか。
- **鈴木** 167 は要らないということで、我々の案はそのようなことでございます。
- **國島共同議長** あと 168 の氏家委員と JICA の修文は、それで結構だと思います。それから 169 のモニタリングについても、昨日触れないということでしたので、削除でいいと思います。
- **鈴木** ここはモニタリングをしないという意味ではなく、167 で対象プロジェクトを実施する際（例えば技術協力プロジェクトの実施）に、カテゴリ A と B については、モニタリングを行うとなっております。
- **國島共同議長** はい、分かりました。
- **原科共同議長** (e) をはずしたのが気になります。
- **田中委員（環境省）** 後ろのプロセスの議論があまり深くされていないので、煎じ詰めたらこうなりますということだと思っておりますが、煎じ詰めたところをまず確定して、後ろを議論するとおかしいことになるので、これはやはり後ろの議論の趨勢をみて、再度立ち返らないといけないと思います。
- **國島共同議長** ペンディングにしておきましょう。53 ページまではよろしいですか。

では、54 ページの 170 についてもこれは残す部分に含めます。171 は山崎委員の修正案でいいのではないかと思います。172、173 はなくて、174 については、私判断しかねたので、出来ましたらご説明頂ければありがたいと思います。

- **農林水産省 富樫氏（以下 富樫氏）** これにつきましては、役割分担の明確化という観点から 1 つと、それから JICA が行っている技術協力というのは、相手国の合意の下に支援を行っている。その双方の面から修文させて頂いたということです。
- **國島共同議長** 今までの色々ご提案頂いたことの一部だと考えてよろしいでしょうか。
- **富樫氏** 結構です。
- **國島共同議長** 分かりました。それでは、これまでと同じような扱いで、特に強く取り上げるようなことはしないで、全体の流れで扱うように致します。ということで、カテゴリ分類の前までで、何かございますか。それでは次に 175 に進みます。ここも簡単に言えば議論なのかもしれませんが、私が見た時に澤井委員の案は特に気にしない。山崎委員のご意見はこの通りに直す。村山委員の案は、起草グループに預ける。同じように 175 はそう思いましたが、いかがでしょうか。特に 175 の村山委員の意見について、何かご説明やご意見が頂ければと思います。
- **村山委員** 1 つはカテゴリ分類の中で、相手国の制度を考慮する必要は、必ずしもないのではないかとということが 1 つです。それからもう 1 つは文言の問題なのですが、スクリーニングという言葉ではなく、スコーピングの方が適切ではないか。支援の範囲を含めているということですので。
- **澤井委員** すみません。澤井ですが、言葉足らずのコメントになってしまって申し訳ないのですが、私の趣旨はカテゴリ分類というのは、環境社会的影響の程度によってカテゴリ分類するのだろうということで、ここの羅列ではなく、例えば環境社会的影響に応じて 3 段階のカテゴリ分類を行うというような表現の方が、正しいのではないかとこの趣旨でございます。申し訳ございません。
- **國島共同議長** 分かりました。今の村山委員の最後の 2 行にある用語については、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** スクリーニングのことを説明しているはずなのですが、175 の原文が良くないのだと思います。「協力事業における環境社会配慮の支援の範囲を決める」という言い方が、範囲だとスコープになってしまうから、これがおかしいのだと思います。環境社会配慮の支援の程度など、どんな環境社会配慮をするかを定めるカテゴリ分類なのです。スクリーニングなのですが、ここの文章がおかしいのだと思います。
- **國島共同議長** そうすると山崎委員のご提案の「あり方と支援内容を分類するカテゴリ」とありますが、これはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** 山崎委員の書いてある方がいいと思います。
- **國島共同議長** ということで、起草グループで事務的にお願いします。
- **田中委員（環境省）** それはそれとして、村山委員の最初の意見で、「…当該国の環境

影響評価制度の内容」というのは、多分 176 の澤井委員の意見にも通ずるものではないかと思うのですが、これはどう考えるべきでしょうか。

- **國島共同議長** 次の終わった時に、決められたら決めて、決められなかったら議論にしましょう。どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 次の澤井委員のご意見とも関連するのですが、村山委員がおっしゃられた、この「当該国の環境影響評価制度の内容」につきましては、今後要請書のフォーマットを考える時に、ここは非常に重要視して行くという議論もしてきておりますので、ここについて私は議論して頂く機会を作って頂ければと思っております。
- **原科共同議長** ここは議論に致しましょう。その方がいいようです。
- **鈴木** 議論ではなく、やはり我々が要請を受ける時には、相手国自身がどのような環境法令や基準を持っていて、相手国の EIA のプロセスでどうなのか。求められるものなのかということ、やはり勘案しないで全く JICA の協力事業のカテゴリ分類というのにはあり得ないと思います。それをそのまま受けるか、相手国の EIA が必要ないからといって、そのまま B にするかということを行っているわけではなく、それが果たして EIA が必要な事業なのかどうなのかということを確認する。それを見ることは必要なのではないか。我々はやはり途上国の事業ですので、途上国の法体制によってという理解と思っておりましたが、議論して頂いて結構でございます。
- **原科共同議長** 時間がないから、議論として残しておきましょう。
- **田中委員（専門員）** 議長よろしいでしょうか。54 ページに関連します 171 の山崎委員の「上の要件を満たすよう」というのも、174 あたりの関連も踏まえて議論の対象と考えてよろしいのでしょうか。修文はこのままでよろしいということでしたが。私は、ここにつきましても、上の要件というのは非常に重要なポイントかと思えます。
- **原科共同議長** 環境配慮上の要件ということですね。
- **國島共同議長** 事前の 169 や 168 が議論になるからということですか。
- **田中委員（専門員）** はい。その時にここも議論させて頂けるのであれば、したいと思います。
- **國島共同議長** その結果を反映することは、もちろんやぶさかではありません。わかりました。では、これは注意ということで、ペンディングということで 171 はおいておくことに致しましょう。では、今のお話を受け取りますと、176 のカテゴリ A に関する説明の文章で、澤井委員、氏家委員、村山委員、櫻井委員の案については、議論しますか。
- **原科共同議長** 議論するということですね。少し食い違っているようです。文章上の表現の修正ももちろんありますが、中身の問題です。
- **國島共同議長** 澤井委員のところは議論にするということにして、氏家委員、櫻井委員の文章そのものについての修文のご提案は、これで差し支えないと思えました。ただ相手国政府と JICA の関係については、今鈴木さんと原科共同議長のご意見は、かなり見

解の相違があるので、そこだけ議論にするということでもよろしいでしょうか。

- **田中委員（専門員）** よろしいでしょうか。櫻井委員の下線が引いてある部分というのは、澤井委員が書かれているところと関連することだと思いますので、ここにつきましては議論の中でまたお話できればと思います。
- **國島共同議長** 今の鈴木委員と原科共同議長の議論の実態は、櫻井委員がお書きになった下線のようなところが、実態の運用の1つの説明になっていると理解したのですが、それは私の理解が間違っておりますか。全く気にしないわけではありませんが、こちらのものを押し付けるわけでもない。人間関係はそのようなものだと思いますので、原理・原則をどう書くかは別にして、実態はこうだと思ったのですが、いかがでしょうか。
- **氏家委員** 実態は相手国政府が、EIAの対象事業であれば、まず間違いなくEIAを行うことになると思います。それから、EIAの対象事業でない場合であっても、環境影響の程度を考慮して、環境配慮に関するスタディを行うということはします。対象項目という観点からおきまして、相手国政府が対象要件とする項目が必要であれば、それを全部カバーした上で、プラスアルファでまた何かすることもあります。一通りカバーするということが実態だと思います。
- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。すみません、質問してしまいました。では、今の176の櫻井委員のところは議論するということにします。その次の177のカテゴリBにつきましては、私は山崎委員の修文の案で構わないと思いました。それから、178のカテゴリCにつきましても、氏家委員のこの修文の案で結構です。山崎委員の方は、さらに細かく追加のご説明があるのですが、これはここまで書く必要はないのではないかとということで、178は氏家委員の案で直すということではいかがでしょうか。せっかくですから、どうぞ。
- **富樫氏** 1つは無償資金協力と有償資金協力、全く差異がないとは言えないかと思うのですが、ここで言っているのは無償資金協力について有償資金協力と同様の金額規模の協力事業を行うとすると、同様の影響が発生するのではないかと。ここで額を変えると、我が国に2つのスタンダードができるということになりますので、ここは整合性を持たせた方がいいのではないかとという観点から、修文させて頂いたわけです。
- **鈴木** 今の件につきましては、委員会で議論を一回させて頂いたと思います。1,000万SDR相当円といいますと、15～16億円という円に換算ができます。JBICの場合はこの数字を使われているのですが、JBICの場合はプロジェクトとして、1,000万SDR相当円というのがプロジェクトとしてあって、それに対して借款を行うか行わないかという話なのです。JICAの場合、要請書を受け取るわけです。金額は一応途上国側から記載されているにしても、実際の金額通りの計画になるかどうかというのは、上流部分だけに危ぶまれるということで、あまりこのままJBICの1,000万SDR相当円というのは、JICAの事業を見たときに、適切ではないのではないかと。資金を供与するかどうかという判断という意味での外務省の判断の部分とか、そのような内部のことはまた別だ

と思うのですが、JICA の調査部分ではあまり適当ではないのではないかとというのが、我々の考えでございます。

- **原科共同議長** そのような議論をしました。覚えております。ですから、これは必要ないと思います。
- **國島共同議長** 澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** JBIC の 1,000 万 SDR は、円借款というよりもどちらかという、輸出企業のガイドラインのしぼりで決めている数字でございます。果たして JICA の業務にそのまま適用できるかというのは、疑問だと思います。
- **原科共同議長** この件はそういったこともあります。
- **田中委員（環境省）** それ以上はいいのですが、論理的に私がよく分からないのは、但し書きで「影響を及ぼしやすいものは除く」と書いてあります。これが A のことなのか B のことなのかよく分かりませんが、両方だとすると A と B にあたるものを除いたら C として定義することは全く意味がないように思いますし、A だけを除くなら、B のものを無理矢理 C に押し込むクライテリアを作るのは、あまりよくないことではないかという気がしました。少々論理として、どのような関係になるのか分からないという点です。上にある氏家委員の意見については、JBIC の考え方との関係で、どのように説明すればいいのかということがあります。
- **國島共同議長** これは例えば、原案は全くないと考えられる。国土交通省のある件に関して、地震がきても物が絶対壊れないと工学の人が本気で言っていました。全くないということは、人間のやることにはあり得ないから、ほとんどないと柔らかく常識的に書いたので、それはごもつともですという、私の判断はただそれだけなのです。
- **氏家委員** 私もそのような趣旨です。
- **原科共同議長** そのような表現でいいかどうかです。全くないと言っても、全くないわけではなく、強く言っている場合もあります。それから上の方の 177 で、「通常の方策で対応できる」というところを、「環境社会配慮に係る特別な方策を講じなくても」と言い換えるのは、いかにも消極的な意味を与えて、まるで良くないと思います。
- **國島共同議長** これは消極的ですか。私はこちらの方が積極的だと思いました。
- **原科共同議長** 通常の方策というのは、事業者と JICA はすでにやっておられるわけです。通常の方策というのは残すべきで、これをはずしてしまうと消極的なイメージを与えてしまい良くないと思います。
- **國島共同議長** 英語で書いた時に、どちらの方が強くなるかというのは、「通常の方策」と書いた方が強くなるのですか。
- **原科共同議長** 私はそのような感じがします。
- **國島共同議長** 通常の方策でいいのですね。
- **原科共同議長** measure です。何かするという意味です。
- **國島共同議長** わかりました。それはごもつともな意見です。どうぞ。

- **前田氏** 元々農水省で、177 の「通常の方策」というところを変えた理屈というのは、「通常の方策」というのは良く分からないということが一番の根本にあるところです。
- **國島共同議長** こちらのほうが強いと思われて、書かれているわけですね。
- **前田氏** 「通常の方策」と表現しないで、「非可逆的影響は少なく～」といったところだけの表現としてもいいのではと考えております。逆に言うと「特別な方策」とコメントしてあるのですが、逆に「特別な方策」というのは良く分からないということもあります。
- **國島共同議長** はい。わかりました。今のご趣旨を踏まえて、起草グループで事務的に文章を修正して下さい。ということで、55 ページまでで何かございますか。
- **原科共同議長** 原則、「通常の方策」でいいと思います。確かに具体性がないかもしれませんが、逆に「通常の方策」というのは、環境配慮の考え方が進めば進むほど、だんだんレベルが上がっていきます。その時期によって変わってくるものですから、「通常の方策」という言い方の方が、対応できるのではないかと思います。
- **國島共同議長** では、次 56 ページはマスタープランに関するところの話です。180 の澤井委員は全文削除ですか。
- **澤井委員** 全文ではなく、「マスタープラン作成の場合のように」というのは、とっていいのではないかと。これは要するに、対象プロジェクトが複数プロジェクトで構成されるようなプロジェクトの場合のこのスクリーニングを言えばいいのであって、マスタープランの場合というのは、その例示のようになってしまうとミスリードになってしまうのではないかと思います。最初の「マスタープラン作成の場合のように」というところを削った方がいいのではないかとということです。
- **國島共同議長** 私がこれを拝見した時に、澤井委員の削除はあってもいいのではないかと考えたのですが、氏家委員からの修正の修正がこれでいいのではないかと。JICA も若干書いておりますが、氏家委員の案で修正するのはどうかというのが、議長の案です。JICA の方はいかがですか。
- **鈴木** はい。これは後ろの手続きと全部絡んでくることなのですが、我々としては、マスタープランであるとするカテゴリ分類というのは、なかなか出来ないのではないかと。という検討でこのような文言にさせていただきました。
- **國島共同議長** なるほど。氏家委員は何かありますか。
- **氏家委員** 私も基本的には難しいと思っているのですが、マスタープランの中にはある程度、対象事業を見据えた形のマスタープランもあるわけで、そのような場合をある程度想定してカテゴリ分類は可能であろう。それから、政策・立案・技術支援系のマスタープランであっても、その対象プロジェクトは大規模インフラではなく、技術支援型のソフト系のものがアウトプットして出てくる場合もあります。そのようなことも想定したカテゴリ分類が可能であろう。そのようなところから、おそらくある程度の分類は可能ではないか。そのようなところから、私はこの修正を提案しております。

- **國島共同議長** JICAは困りますか。
- **鈴木** いえ、確におっしゃるとおり、一定程度の分類が出来うる可能性があるものは、あると思いますので、そのようなことであれば、よろしいかと思ひます。
- **國島共同議長** ということ、文章を今のような感じで直すということ、進めることに致します。
- **原科共同議長** マスタープランの場合、個別の対象プロジェクトまで帰着して分類すること、いいのか気になります。
- **氏家委員** 確におっしゃるとおりだと思ひますが、途中でカテゴリ分類を見直すという手続きも入っております。今回のカテゴリ分類は、協力事業の範囲を決めるということ、でございますので、そういう意味のカテゴリ分類であれば、ある程度可能ではないかというように考えます。
- **國島共同議長** 議論しますか。180は議論ということにします。次に「(4)環境社会配慮確認の基準」の181は、松本委員の案でよろしいのではないのでしょうか。それから182の村山委員の修正案で私はいいと思ひます。櫻井委員からは、「等」の意味ということなのですが、「等」は「等」でよろしいのではないのでしょうか。田中委員、どうぞ。
- **田中委員(環境省)** 私はここを読んでいて、少々関係が理解しにくいところなのですが、全体の構成として1はプロジェクトに求められることで、2は協力事業における支援・確認の枠組みの話をしてしています。4は環境社会配慮確認の基準というところで、松本委員のご意見が「対象プロジェクト」ではなく「協力事業が要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する」ということになります。もちろんここは、協力事業の話をしてしているところではあると思ひますが、例えば基準として色々な自然環境も含めて様々な基準が出てくるのですが、これに合致するかどうかを判断するその対象が協力事業というのは、本当にそういうことなのか。協力事業の確認支援の中身を議論しているところではあるのですが、特に基準を考える際に協力事業なのか、対象プロジェクトを見ていくのか。そのあたりが混乱しているので、議論しなければならないのではないのでしょうか。
- **國島共同議長** おっしゃるとおりです。後の方まで全般的に進めて、私の直すという意味は一回直して、また全体を見た時に齟齬の可能性はあるという意味で直すとおります。
- **田中委員(環境省)** そのような意味では、181は協力事業と言ってしまっているのでしょうか。
- **國島共同議長** 今ここで直さなくても、最後に見直す時でいいのではないかと思ひます。どうしても議論するというのであれば、議論します。どうしましょう。今直さない方がいいというご意見なのですか。
- **田中委員(環境省)** 協力事業でも読めなくはないので、仮置きにしておいてもいいかもしれません。

- **國島共同議長** 他に今の 181、182 はよろしいでしょうか。それでは次に、57 ページの 183 につきましては、山崎委員の「我が国」というのは「日本」ということですので、そのとおりに修文します。櫻井委員、JICA の削除などは、原案の通りひとまず作ることでもいいのではないかと思います。何かございましたら、どうぞ。
- **鈴木** 特にここはあまりこだわることではないのですが、削除の趣旨だけ申し上げますと、この「なお」以下を削ったのは、ガバナンスが重要であることに留意するという文言を削除と書いてありますが、趣旨はその後ろに JBIC ではガバナンスと書いてあるのですが、あえて我々は 186 から始まる「①社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映」というまさにガバナンスの話をあえて強調してパラグラフを設けましたので、これと同じことだと思います。「なお」以下のガバナンスというのをもっときちんと書いたのが、この社会的・制度的条件のところだと思いますので、あえてここに「なお」以下を書く必要はなかろうと思って削除ということですが、あってもなくても結構です。
- **根井委員代理：岩田氏（以下 岩田氏）** すみません。今日も根井が出張で欠席しておりますので、代わりに説明致します。ここは特にこだわる場所ではないのですが、基本的には大きな流れ、要は当該国の法令や基準等が国際スタンダードから乖離していないかをみるということに異議を唱えているのではなく、この文章がいきなり「参照する」で始まっておりませんが、目的は乖離していないかを確認するために参照するということですので、この構成をもう少し工夫した方がいいのではないかと思います。お出しした修正案は取り敢えず原案の順序を前提とした場合でございまして、「適当な」というのは言葉足らずだったかもしれませんが、要は「相手国の法令や基準等に不備な点があるような場合には、」というような意味の注をつけた形でございます。
- **國島共同議長** はい、分かりました。ありがとうございます。183 はよろしいですか。基本的には原案で差し当たり作ってみるということです。184 については、「別紙 3 を添付するのは不適當」、「提言（案）3.4 配慮すべき視点に移動」ということで、これはこの通りだと思います。JICA の提言案に移動するというのは、そのとおりだと思います。よろしいですか。どうぞ。
- **田中委員（環境省）** 結局どのような位置づけにすることにするのかというのは決めの問題なので、提言に移してもあった方がいいのか、そうではなくガイドラインの中身としておいておくべきなのか。そのあたりを明確にした方がいいと思います。原案は、ガイドラインとしての骨子に含めるということですが、澤井委員はおよそこれはない方がいいということで、JICA は提言に移すということですので、その位置づけは全て違います。
- **國島共同議長** それはおっしゃるとおりです。今日進めております基本方針の部分と、最初の基本方針の提言のところを、どのように最終的に全体を構成するのかというのは、議論しようということになっております。そのように理解しておりますので、その議論

は後で行うことにして、今は第1回の起草委員会で作って頂いたこのものについて、昨日の議論が起こらない前に皆さんの意見を伺って、それで一回修正・修文したりするものを作るための案を提案しているということです。全体の構成で、最終的に我々の委員会の成果品をどうするかというのは、今日以降行う重大な議題の1つになっていると思われました。

- **田中委員（環境省）** 分かりました。その全体の提言と、ガイドラインの骨子の関係をどうするかというのは、昨日残している論点の1つではありますが、そのような論点とはまた別の論点として、このような性格の表をどのような位置づけにするのかというのは違う話だと思います。もちろん関連しておりますが、例えば一体化したとしても、一体化された部分に位置づけするのか、一体化されていない提言案のところに載せていくのかというのは違うことですので、つまりこの表をどう評価するかということは、議論しておかなければならないことだと思っております。
- **國島共同議長** 分かりました。それは議論に残しておきましょう。184はそれでよろしいでしょうか。では、184-aで田中委員からこの部分を追加すべきであるということですが、これで結構だと思います。
- **田中委員（環境省）** これは追加ではなく後ろの方で、たくさん他の委員からもご意見を頂いているのと同じことですが、その後ろの不確実性を（5）の中で位置付けるのは重過ぎるのではないかと私は思います。せいぜい書くとしても、表のどこかに位置付けるか、あるいはJICAが提案されているように提言の方に持っていくべきではないか。後ろでご議論頂ければと思います。
- **國島共同議長** わかりました。今の趣旨の続きで1枚めくって頂きます。185には色々な国際条約等のリストが1から5まで書いてあり、その原案について澤井委員、田中委員、氏家委員、山田委員、神田さん、JICAの案のコメントを載せております。澤井委員は削除すべきということなのですが、議長の案としては載せる方向で、田中委員のコメントからJICAのコメントまで受け入れるということで、直したらどうかというのが議長の案です。いかがでしょうか。
- **田中委員（環境省）** ここの位置づけ方が3つあって、ここで位置付けるのか、表で位置付けるのか、そうではなく提言で位置付けるのかという3つ違う段階のもので、どのような位置づけをするのかというのは微妙に違います。
- **國島共同議長** では、議論のところに残しておくことにします。分かりました。185は議論に残すということに致します。他に何か今の件、よろしいですか。それからその次に「⑤環境社会配慮に当たり勘案すべき事項」ということで、186について用語等、山田委員のご提案、川村委員のご提案、JICAのご提案。特に矛盾があると思いませんでしたので、このまま活かして、修文するということがよろしいでしょうか。どうぞ。
- **鈴木** ここは昨日の提言案の方で、軍事政権下をどうするかということを議論することになっていたと思います。そちらの議論に基づいて、どうなるのかが決まると思

います。

- **國島共同議長** ということです。前が決まれば、自動的にここも決まるということですので、ここは議論の対象にしないということで、そのようにご理解下さい。それから②の山田委員と JICA のご提案も、このままです。昨日の議論が残っているかと思いますが、ここでは分かりましたということです。それから 187 も同じように文言のことですので、同じように前のところの議論に基づき、ここで事務的に処理することにします。③のことについては、ここはよく分からなかったところですので、澤井委員ご説明頂けますか。
- **澤井委員** これは、このようなアプローチをトライすることは当然なのですが、具体的な指針として、果たして途上国の方にどのような説明が出来るのかということは、非常に難しいのかと思います。その原則的な記載を、委員会の提言にも記載してはどうかという提案でございます。
- **國島共同議長** なるほど。村山委員は何かございますか。
- **村山委員** 不確実性の問題と予防原則は非常に重要なテーマだと思うのですが、自然環境に限らない側面もかなりあって、環境社会配慮全般にこの点は関わるという感じがしました。ただし、適用というところまで強く言える状況ではなく、せいぜい考慮というような表現で少し文案を、次のページに作成させて頂きました。ここに載せられなければ提言の方にも、澤井委員がおっしゃったような形で載せてもいいかもしれません。
- **國島共同議長** 私はもう次のページの追加の文章そのままでもいいのではないかと思います。ご本人が謙虚に言われると困りますが、私はそれでいいと思います。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 私も不確実性の問題は全く、骨子とこちらの構成の位置づけにもよるのですが、最終的にガイドラインとなるものの中に、この不確実性のことがきちんと書いてある必要があると思います。
- **國島共同議長** 了解です。そうしますと、村山委員の 59 ページから 60 ページのご趣旨の案で、一回作ってみるということでよろしいですか。
- **鈴木** 188 のところも田中委員から出ていらっしゃる場所も、多分同じではないでしょうか。それも含めてよろしいですか。
- **田中委員 (環境省)** 場所なのですが、「(5) 環境社会配慮に当たり勘案すべき事項」のところを持っていくにしては、いかがなものかという気がします。
- **國島共同議長** それについて内容はともかく、場所のアレンジでこちらがいいというのは、起草グループで動かすということではいかがですか。
- **田中委員 (環境省)** いえ、私の提案はですから、別紙 3 にそのような適用するような勘案事項というような形で書いてはどうかというのが 1 つの提案なのです。ですから、それを起草グループで好きなようにしろというのであれば、起草グループで議論すればいいのですが、どうしても本文にしておきたいという委員がいらっしゃるのであれば、

お聞きしておかないといけないのではないかと思います。

- **原科共同議長** これは本文に書いてあるのは、そのような意味だと思います。重要なので、本文に書いておきましょうということだったと思います。だからある程度、漠然とした表現でも考えを出しておくということだと思います。
- **田中委員（環境省）** そうであるとすれば、少なくとも予防原則というような、国際的に合意が得られていない言葉を使うことは不相当だと思いますので、用語については注意をする必要があると思います。
- **國島共同議長** 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 少々突然のコメントでびっくりするから、ここで議論したくなかったのですが、この論点に関して制度的な話になってしまいますが、私の今の時点でのプロポーザルです。このような環境社会影響評価というのは、今の文脈から言うと不確実であって、全て予見できないということであり、しかしどうしても始めなければならない。そうした場合に、フォローアップも1つの制度的なものだと思うのですが、環境評価室というのが組織的に備わったと同時に、どうしても開発と伴って何かが出てきた時に、迅速に対応するような基金的（ファンド）のような予算というようなものを1つ提言出来ないかというのがあります。それは私も長い間現場で色々してきましたが、おおよそ人間が予測できるプロジェクトなんていうのは、うまくいくはずがない。

これは皆さんわかっていると思います。社会・経済状況、自然状況が変わり、突然災害が起きたりする。そのような状況の中で、しかし予測出来なかった悪影響を受ける、予測できなかった悪影響が起こりうることは往々にしてあるわけです。その時に迅速に対応できないが故に、ものすごく累積されて広がってしまう。迅速にしていれば、広がりが一定のところでは止められた。それがどうしてもできないかということ、調査等すべて制度がボトルネックで、作っていかなくてはならない。予算を求めると、予算がついていない。そのようなことからいうと、制度的にもし社会にチェックするようなものがJICAに出来るのであれば、それと同時にファンド的なもの、迅速に対応できるような「環境社会影響迅速対応ファンド」とかいう予算を、そのようなものを是非、提言してもらいたいというのが私の意見です。これをどこかのところで議論して、出来れば提言に入れてほしいというのが私の願いです。以上です。

- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございました。議論の項目として残して下さい。今のところについて、188は田中委員から配置の問題と内容の問題のコメントが、ここに書かれています。私が理解したのは、田中委員のコメントを別紙3に移すということ、JICAの提言案のように3.4に移すというのは違うことですね。私の案は、整合性に欠けているかもしれませんが、村山委員の案もこのようにして、188の田中委員のコメントの扱いもこのとおりにして、この事項を整理するのがいいと思ったのですが、私の今までの判断について、矛盾があることを言っているのでしょうか。
- **田中委員（環境省）** 私の理解は、村山委員の記述をベースとして本文に、(5)の③と

して残す方向で少し検討してはどうかというような、今の議論はそのようなことではないかというように思います。ですから、JICA の提言を移動するとか、私の提言を別表に移動するとかというわけではなく、本文のここにおいておくということではどうかというような議論だったのではないかと私は承知しております。もし違っていれば、ご指示頂きたいと思います。

- **國島共同議長** 松本委員の先程の意見は、重要だから本文に残しておいた方がいいというご意見ですね。では、本文に残すということで、187 と 188 は整理する。今の自然環境調査の不確実性、用語についてはご検討いただくにしても、それで進めるということにします。
- **原科共同議長** 少々気になったのですが、提言としては国際的に共通の認識があった言葉でないといけないという言い方をされたので、そこを突き詰めるとなかなか言葉が使えなくなってしまいます。ある程度明確な案が出されて、例えば条約の中で文言が使われているようなものは、用いていいと思います。
- **田中委員（環境省）** もちろんそれは間違いなくそうですが、予防原則という言葉は条約上も使っておりません。ヨハネスでも最後まで揉めました。
- **原科共同議長** 起草の中に予防原則を適用すべきと、きちんと書いてありますが。
- **田中委員（環境省）** これは起草委員会の後で頂いたご意見を、とりあえず載せているだけです。
- **原科共同議長** 左側です。
- **田中委員（環境省）** 左側がそうです。起草委員会の後で出てきたものです。
- **原科共同議長** 左側は元々起草グループの原案ではないのですか。
- **田中委員（環境省）** 違います。後から出てきたものを、差し込んだだけです。
- **原科共同議長** 少々提言のスタンスと違うような気がします。
- **國島共同議長** 188 まではそのようなことです。ここで今、1 時間 30 分が経ちましたので、休憩したいと思います。今までの進め方で、特にそのままでいいという方はいいのですが、ここは採用しない、言葉は悪いですが却下するというような言い方は、本来なら私がそれを判断しましたら、その意見を出した方に個別に真意をさらに伺い、先程農水省の SDR の話のように、すでに情報が煮詰まっているものは、この委員会で皆さんの貴重な時間を取って審議して頂く前に、ある程度の手続きをしてから行うのが当然だと思っているのですが、昨日の今日の話ですので、本来やるべきところを省略して、非常によく検討して出して頂いた意見を見方によっては軽んじるような措置をしてしまい、大変申し訳なかったと思います。

真意はそのようなことで、一回最後まで通して、この原案についてのご意見の対案を全体的に作りたいということですので、何卒お許し頂きたいと思います。却下という言葉は変な言葉ですが、そのような意味で非常に尊重した上で案として申し上げているだけだということにご理解頂ければと思います。では、只今 10 時 32 分ですので、10 時

43分くらいまで休みということで、10分間休憩致します。

-----◇-----
休憩（10：33～10：43 10分間）
-----◇-----

- **國島共同議長** そろそろ10時43分になりますので、再開させていただきます。それではお手元の資料60、61ページで重要な事項であるアドバイザーグループの設置ということの原案に対しまして、最初に原科共同議長と川村委員が述べているご提案については、私はこの修正案でいいと思います。189の原科共同議長の修正案の1～2行目の真中までは残して、「都道府県～」は削除してはどうかというのが私の案です。引き続き川村委員が、次の61ページに修正案の文章を書いて頂いておりますが、原科共同議長の案と併せて、ここに入れて修正をしたらどうかというのが私の案です。このアドバイザーグループと審査室というのは、昨日の議論の項目でしたか。
- **原科共同議長** 議論ですね。國島共同議長がサポートしてくれたと非常に心強く思っておりますが、議論した方がいいと思います。
- **國島共同議長** そうですか。これは昨日の基本方針の議論に基づいて整理すれば、自動的にここは書き直すということで、ここははずします。そうしますと、その次61ページの190の案につきましても、私の提案はこの松本委員の修正案を活かして書き直したらどうでしょうか。これも議論の中に含まれるということで、よろしいですか。このアドバイザーのことは全部、191についても原科共同議長や馬谷さんのことも、原案がそもそも箇条書きになっておりますから、趣旨を活かして作る。それから192につきましても、原科共同議長の修正案は少し言い過ぎなので、これは却下致します。その下の松本委員の修正案を活かして作るというのが、私の案です。それと同じように62ページの川村委員の案もこの趣旨を活かし、JICAの案も活かすということにします。これらも議論と理解してよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** そうですね。議論としましょう。私はこの主張でございます。
- **國島共同議長** では、これは全体を通したあとの非常に重要な論点ということを認識して、192までみたことにします。62ページが「(7) JICAの環境社会配慮支援・確認に係る情報公開、ステークホルダーの参加」で、193についてはJICAの修正案を活かして、2人の案は却下にするというのが私の案です。澤井委員の方で何かございましたら、どうぞ。
- **澤井委員** 「情報提供を実施することを支援する」ということよりは、情報公開を相手国にも求めて、それを実施することを支援するというのが、項目のタイトルからするといいのではないかと思ったのです。
- **國島共同議長** はい。先程用語の説明のことがございましたが、JICAが提案をされて、ここで修正案を作っておられましたので、JICA案でいいのではないかというのが、私が読んだ時の印象です。一応ここは機械的に修文するというにします。

- **原科共同議長** でも、修正のポイントが「当該国の法に則り対象～」です。そのあたりが引っ掛かります。
- **國島共同議長** でもこれは先程の議論の前のことなので、ここでは機械的に取り扱うということでいかがでしょうか。194につきましては、澤井委員、山崎委員のことについては特に考慮せずに、JICA の修正案で修文するというのでいいのではないかというのが議長の案です。澤井委員、山崎委員、何かございましたらご発言下さい。よろしければ結構です。
- **澤井委員** 私のコメントとしては、各段階というのがどう解釈すればいいかわからないので、その言葉は避けた方がいいということです。
- **國島共同議長** 今みたいに、最後までどうしても日本語的にわからないというものは、全体のものが出来た時に、最後のデバックで直せるところは直すというのが、私は手続きとしていいのではないかと思います。どうぞ。
- **前田氏** 情報公開の考え方ところで、全体的に整理されるということであれば、それでお任せいたします。
- **國島共同議長** ありがとうございます。それから 195 についても、JICA の案ばかり OK になっていますが、これも JICA の案のとおり修正するのがいいと思いました。
- **鈴木** ありがとうございます。ここは 195、196、197 については、先程の公表と情報公開あたりの整理を JICA でしました。例えば 195 であれば「上記の公表が確実に」とか、196 は「情報公開すべき」というようなことを整理したものでございます。そのあたりの定義を見て頂いた上で、OK であればそのまま JICA ではそのような整理をさせて頂きます。
- **國島共同議長** 拝見した時に、今までの議論を踏まえた、最新のだいたいの合意の線に沿って、文言を非常にシャープにはっきりさせてお書きになっていると理解したので、それでいいのではないかと思っただけです。
- **田中委員（環境省）** JICA などの整理を持って、一旦通読されて整理をされたと思うのですが、そのような目を見た時に、49 ページにある定義の情報公開というのが、先程も申し上げましたが、これが少し良く分かりません。つまり「国民主権の理念にのっとり、行政文書・法人文書の開示を請求する権利につき定めること等により～」というのは、おそらく行政の情報公開法なり、法律の法目的を書いているようなことで、情報公開の行為の定義ではないような気がします。そのような前提で考えた場合に、後ろで使っている情報の公開、あるいは情報公開の支援というところに、例えば権利の設定というのはそぐわないと思います。これらを考えていく上で、整理をしていくのは結構なことだと思うのですが、情報公開ということと、公表ということ、情報提供と、大雑把にどのような使い分けをするのかという前提で、ここを整理していくかというのは、皆さんの頭に入れておいた方がいいのではないかと。それをここで整理するのか、もう一度議論するのはお任せ致します。

- **國島共同議長** 私が全体を見た時に、具体的に何かをいつの時点で、どのくらいのスピードで公開するというようなものは、手続きでいくつかございます。内容そのものが、結果的として実際に JICA が行う情報公開や、作業そのものになります。ここの定義そのものを一番ご心配されたのは、読む方によって用語の解釈がこんなに離れていて、色々な意見がばらばらになるのを避けるために、一回文言として書く。ですから、今おっしゃったように、法律上の行政文書的なものに留めるか、場合によっては書き足すというようなことは、これから最後に必要になればやれる作業ではないかと私は理解しております。
- **田中委員（環境省）** そうだとすると、手続きの方で逐一書いていく時に、公開と書くのか、公表と書くのか、影響と書くのかというところを、今こうして流して読んでいく上で、皆さんが違うイメージを持ったまま合意が進んでしまうことになってしまうので、そのような意味で少なくとも今の 2~3 時間をどのような頭で見ていけばいいかということについて、何かご指示が得られればということなのです。
- **國島共同議長** 今の案は、法律の文章は法律の文章であります。それから 49 ページの情報公開・情報提供・公開をクリアにしておいた方がいいという程度なのです。理解しておこうという程度の話なのです。
- **原科共同議長** その説明として、この文章は適切でないと田中委員はおっしゃっているのです。私もそう思います。このような表現ではないと思います。だから単に付け加えるのではなく、この文は書き直したと思います。
- **國島共同議長** 議論を進めるのに、皆さんの認識を統一しなければならないというのであれば、私はここの定義をすることが出来ないのです、どなたか出来る方お願いします。どうぞ。
- **澤井委員** 定義をするわけではありませんが、一番ガイドラインで記載しなければならないのは、JICA が主体的にガイドラインの手続きに従って、自動的に公開する資料をどうするかというところであって、情報開示請求に基づいて行うことは、また法律としてルールがあるので、それはそれでガイドラインと切り離して行えばいいし、ガイドラインに何を書こうか、それは法律に基づいてやらざるを得ないので、自動的に公開する資料というのをメインに記載すべきだろうと思っております。
- **鈴木** そのような意味で、改めて 49 を定義し直すわけではありませんが、今のお話ですと、公表すべきというところで我々が使おうとしておりますのは、これは任意ということではなく、要するに必ず出していかなければならない情報として、使う言葉として公表。情報提供というのは義務付けられはしないが、積極的に我々の方で提供していきますというものを、情報提供というような整理がこの 49 の非常に分かりにくいところですが、「任意」というところと、「義務付ける」というところがまさにそうなのです。法律用語的な案文で分かりにくかったと思います。情報提供というのは、そのような意味で積極的に行う。公表というのは、しなければいけない情報というように、2 つ考え

て使いわけております。この前も情報公開の議論の時に、積極的に出すものと、やらなければならないものというのがあったと思いますので、その使い分けでここの整理をさせて頂きました。

- **原科共同議長** 任意にという表現がいいかどうかはありますが、積極性が逆に受け取られるかもしれません。
- **國島共同議長** という感じですが、いかがですか。
- **田中委員(環境省)** それは1つの整理だと思います。公表と情報提供の行為の種類と、任意性と義務というのは全く違う切り口だから、本来公表だから義務で、情報提供だから任意だという整理は普通ないと思いますが、このガイドラインでそのような整理をするのであれば、それを明確にした上で、そのような頭で行うというのも1つの考え方だと思います。
- **原科共同議長** 公表というパブリックに広げる概念です。情報公開と少し違います。
- **田中委員(環境省)** 普通私のイメージでは、情報提供というのは特定の人が念頭にあって、その求めに応じ情報を提供するということですが、公表というのはパブリックにオープンにするというようなことです。さらに、それを含んだ後半の概念として、公開というものがあるのではないのでしょうか。
- **原科共同議長** 公表も任意だったというような、そのあたりの整理が出来ると思います。
- **國島共同議長** 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** このガイドラインの理念のところでも、そのように書いていたと思うのですが、透明性、参加、情報公開というのはキーワードですから、これに関して議論されているのは、クラリフィケーションだと思います。参加する人が多様になればなるほど誤解が生じやすいので、きちんと用語を定義した形で、いつ、誰に、何を、どの程度、どのような方法で提供するということが整理されればいいのだと思います。今の段階ですと混在していて分かりにくいですから、とりあえずそのような方向でコメントを入れて整理しなおす。そこでもう一回、いずれディスカッションがされなくてはならない重要なポイントですから、そのような形にもっていったらいかがでしょうか。
- **國島共同議長** 分かりました。それでよろしいですか。今のご意見も含めて、いずれにしても後程議論するということにします。63 ページの②のところから、199 について JICA の修正案がございますが、これで結構ではないのでしょうか。200 も上に関連して、これでいいのではないのでしょうか。201 の山崎委員は、「積極的に」を「可能な範囲で」と少し限定的にお書きになっているのですが、ここは原案でどうかというのが私の意見です。63 ページまで、ご意見・ご発言があればどうぞ。
- **富樫氏** 今のところなのですが、相手国において積極的に進めていくということについては全く問題がないのですが、ここの部分が相手国の合意を前提とした情報公開かどうかということが不明だったものですから、このような修分をさせて頂いたということです。

- 國島共同議長 分かりました。
- 前田 先程の情報公開の整理のところと一緒に整理して頂いて結構です。
- 國島共同議長 ということで、63 ページはよろしいですか。どうぞ。
- 田中委員（環境省） 199 のところは、ステークホルダーとの協議との関連における情報公開（情報提供）の議論はどのようなのでしょうか。
- 國島共同議長 もちろん影響されるというように理解されて結構です。
- 田中委員（環境省） JICA の修正では、なくなっているように見えるのですが、そうではありませんか。
- 鈴木 ここは「情報公開の時期と方法」いう言葉でしたので、次の「③ ステークホルダーとの協議」というところに入れましたので、ここではステークホルダーのことは言及しなくてもよいのではないかと思います、我々のところでは省いております。先に 199 と 200 を入れ替えて、整理したという形になっております。
- 國島共同議長 よろしいですか。
- 原科共同議長 ステークホルダーとの協議のための条件として大事なことなので、それをはずすと今まで議論してきたことと趣旨が違ってくるのではないのでしょうか。
- 鈴木 ステークホルダーとの関係性だけではなく、情報公開はしていかななくてはならないのだと我々は思っております。
- 原科共同議長 ステークホルダーのところ、もう一度確認した方がいいと思います。
- 鈴木 それはそれで、そのようなことで結構だと思います。
- 國島共同議長 今の件のところに関連しますが、1 つ先に進みまして 64、65 ページが「③ ステークホルダーとの協議」ということで、202 について私の案は村山委員と JICA の案を活かして修文するということです。同じページの 203 については、山崎委員に出して頂きました案に従って、修文をすることでいいのではないかと考えております。何か澤井委員よりございましたらお願い致します。
- 澤井委員 1 つ基本的なところの確認になるのですが、ステークホルダーとの協議は JICA が主語になるのでしょうか。それとも相手国が行うことを JICA が支援するということになるのでしょうか。私は、ここでは JICA が主語になっていると思います。
- 國島共同議長 これは原案作られた方、もしくは起草グループ方、いかがですか。まず 202 の JICA の修正案は、作られた時どうお考えになられたのですか。
- 鈴木 確かに JICA 自身がステークホルダーとするのかということになりますと、そこは相手国が行うのを、JICA が支援する立場になるのだらうと思います。相手国が主となって行うものを JICA がサポートするということになります。まさに私どもの案には入っていないのですが、そのような意味では、澤井委員がお書きになられたことを取り込んだ形にしないといけないと思います。
- 國島共同議長 はい、松本委員どうぞ。
- 松本委員（FoE Japan） 私はその起草グループに参加させて頂いたのですが、やはり

JICAが行う事業に対して、JICAが積極的に協議を行っていくという姿勢は、JICAの事業においては必要ではないでしょうか。ただ相手国と関係なくJICAが行うということは当然考えられないので、共同でというような文言をどこかに入れたと思います。

- **國島共同議長** 昨日のところのどこかにあったと記憶しております。
- **松本委員 (FoE Japan)** 共同で行うことを当然のことながら、そのような考え方を基本的にして、それでもJICAが行う事業においては、JICAがきちんとステークホルダーとの協議が行われるように確保する。それはやはりJICAが責任を持って行わなければならないのではないのでしょうか。以前、相手国と共同作業で出来るようにしていきましようというような議論があったと思います。
- **國島共同議長** 私の提案で、今の澤井委員の提案をあえて却下したのは、今おっしゃったような意見があることは承知しております。ここはあえて書かずに少し強めに、この提言の文章として作るというのが議長の案という意味で、提案させて頂きました。ここもはっきり202については、明快に協議を行いJICAはそれを支援するというようにきちんと書ききるという案もあると思いますが、もう少し積極的な形で書いた文章にするという意味が私の案です。
- **澤井委員** 積極的にということについて協議することは、全く異論はないのですが、実務上プロジェクトサイトでローカルの人とのステークホルダーの協議というのは、JICAが主体となって行えるものではないですし、日本側が持っている価値観ではなく、よくその事情を知っている人が中心になって取りまとめる作業が大事なのだと思います。そのような意味では、やはり相手国が主語になって、JICAが支援をする。ただこの意味は、相手国にそのようなことをしなさいと基本的に義務付けているという意味が入っていると私は解釈しております。
- **國島共同議長** 分かりました。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 多分これは、このガイドラインの委員会の中でもっとも基本的にConflictがあるポイントだと思うのですが、精神も原則も相手国と言いますが、現実にはJICA自身が直接行わなければならない状況もあると思います。これは援助である以上、日本のタックスプレイヤーに対しても、まさにアカウントビリティというものは出てくるわけです。これをうまく原則として、相手が行うことを支援する。ただ必要に応じて、あるいは場合によっては、JICAが直接といいますか、主語になって、ステークホルダーと協議を行うこともある。そのようなことしか、今のところは落としどころがないのではと私は考えています。
- **國島共同議長** ありがとうございます。松本委員がおっしゃられた、「共同」というキーワードを入れて、少し今の202、203を修文するか、あるいは議論の項目にするかということなのですが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** 共同と決めるのがいいような感じがします。どうですか。
- **吉田委員** 共同だと先方が嫌だと言えば、行けなくなる危険性があると思います。

- **國島共同議長** 「きょうどう」というのは、「協働」と書くのですか。「共同募金」の共同ですか。
- **松本委員 (FoE Japan)** そのような文言が入っていたと思います。前の骨子のところだったと思います。いずれにしても重要な課題だと思いますので、ここで議論して頂きたいと思います。
- **國島共同議長** では、ここの 202、203 は議論にするということに致します。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。少しタイミングを逃してしまっただのですが、この前の 63 ページの 199 で、ステークホルダーのことを情報公開のところに書くことは、おかしいのではないかとということだったのですが、この中のポイントというのは、十分な時間的余裕を持って、情報公開をするというのがポイントなのですが、それはどこか JICA の案に入れるというようなことになっているのでしょうか。それがないと、この十分時間的な余裕を持って公開するというこのポイントが、情報公開において重要だということで、この文言を入れていると思います。そこを全てはずしてしまうと、非常に重要なポイントが抜けることになると思います。
- **國島共同議長** すみません。「色々なことの完成後速やかに」ということを意識したのですが、「十分な時間的余裕」というのはあまり意識せず判断してしまいました。
- **事務局 工藤氏** すみません。事務方から修正をさせて下さい。200 と 199 を入れ替えるというのが JICA の提案でございます。199 については、その上で修文を加えているのでわざわざ文言を書いております。199 を下ろして 200 に入れることについては、修文を行わないので、「199 を挿入」とのみ書いております。ですから、はずしておりません。
- **國島共同議長** 残るわけですね。すみません。分かりました。この 199 の文章が活きるということです。どうぞ。
- **岩田氏** 櫻井から出させて頂いた意見はステークホルダーの定義について明確にしたいということなのですが、おそらく基本的にステークホルダーの定義というのは、構成案の 3 ページの重要事項 4 : 情報公開に出てくる「(以下「ステークホルダー」という。)」で受けている部分ということでしょうか。
- **國島共同議長** すみません、どこですか。
- **岩田氏** 今日の資料ではなく、構成案 (EC.14/3) がございますよね。その構成案の 3 ページに重要事項の定義として、情報公開のところで「多様なステークホルダー (以下「ステークホルダー」という。)」という提言がなされております。
- **國島共同議長** 今日の資料で 141 でしょうか。そうですね。
- **岩田氏** そこでステークホルダーと定義されておりますので、ここの部分ではさらに詳しく書かれているという関係なのではないでしょうか。要は都合 2 ヶ所出てきますので、最初に登場する重要事項 4 において、ステークホルダーとはいかなる範囲なのか明確にした方

がいいのではないかと、というのが櫻井からの意見の趣旨でございます。

- **國島共同議長** そうですか。この 141 が不十分であるということですか。
- **岩田氏** そうではなく、ここでは更に NGO、研究者、政府機関等、更に詳しく書かれております。ですから、これは構成案（EC.14/3）の 3 ページで「以下「ステークホルダー」という。」で受けているものの例示だという理解でよろしいのでしょうか。
- **國島共同議長** そこまで言われると、そうですと言うのは自信がありません。
- **原科共同議長** この 141 の表現がおかしいのかもしれませんが。
- **國島共同議長** そこを少し丁寧に見直して、今の定義や説明をペーパーにするかは、最終案でもう一度行いましょう。
- **岩田氏** よろしくお願ひします。それからもう 1 つ関連して、1 文を削除するという櫻井が出した意見です。64 ページの 202 の 3 番目に載っておりますが、これは特に深い意味があるわけではなく、引き続く 2、3、4 番目の文章でより正確に詳しく出てくるので、同じ内容を繰り返す必要があるのかという趣旨であり、特に他意があるわけではありません。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。ということで、64 ページの 202、203 について、先程の吉田委員、松本委員等のご提案・ご発言も含めて、議論ということにさせていただきます。では、次が 65 ページの 204 について私の案は、澤井委員、松本委員、JICA の案を活かして、修文すればいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 起草グループに任せるということですか。
- **國島共同議長** はい。あるいは事務局で事務的に行って頂いてもかまいません。矛盾がないと思ったのでそう言っているだけなのですが、何か私に誤解があればご発言下さい。
- **鈴木** 204 ですね。
- **國島共同議長** はい、204 です。
- **鈴木** 我々の方は、少なくともスコーピング時と、JICA 環境社会配慮報告書案作成時の各段階と入れ、インテリムのところを抜いております。反映してということは、澤井委員の「必要に応じて～」というところもですか。
- **國島共同議長** 全て合算するというのが私の案です。
- **鈴木** 分かりました。
- **國島共同議長** 澤井委員のところも取り込んで、両方書きましょうということですか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** きちんと確認させて頂きたいのですが、この原案では、スコーピング時とインテリム・レポートの作成時、さらに最終報告書案作成時の段階と少なくともこの 3 回となっているのですが、澤井委員の案では、このインテリムを「必要に応じて」のところに入れて弱くなっていると思われまふ。弱くするというところで進めるのですか。
- **國島共同議長** 原案と比べると少しです。結果としては、そうなるかと理解しております。

- **松本委員 (FoE Japan)** それには賛成できません。
- **國島共同議長** では、ここは議論に残しておきましょう。
- **澤井委員** 委員会の議論ではインテリムの部分も確かに重要ですが、かなり程度差のあるレポートがあるのだというご説明があったので、「必要に応じて」という言葉を入れたのが私の趣旨です。
- **原科共同議長** 「必要に応じて」ですと、今の趣旨より進んでいるのではないですか。つまりレベル3（提訴案）にあった評価すればいいので、手続きとして出してもらおうというのと、もうやらないということとは全く違います。「必要に応じて」という表現はどうかと思います。
- **國島共同議長** JICAの「各段階において協議を行う」というのは、どのような趣旨で書かれたのですか。
- **鈴木** スコーピング時と環境社会配慮報告書案作成時という2回は少なくとも取るとうことです。
- **原科共同議長** インテリムは取らないのですか。
- **鈴木** はい。インテリムレポートの作成時イコール環境社会配慮の概要検討時ということではありません。スコーピング時と環境社会配慮報告書案作成時というのが、まさに通常的环境アセスで行っているスコーピングと方法書というその部分の2回ですので、そこは少なくとも行う。そのような意味で、インテリムを作る時は絶対に行うということと、イコールのタイミングではないだろうということで、我々の方は抜いております。
- **原科共同議長** そのような議論でした。インテリムレポートは、基本的に言うということになったのだということで、これを書かれたのだと思いました。そのような解釈では、この表現はまずいと思います。どうだったでしょうか。
- **國島共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 確かに議論の中で、そのインテリム・レポートの時点が本当に適切なかどうかという議論はあったと思うのですが、逆に最終案の段階ではもう遅すぎるという議論もあったと思います。これは非常に重要なポイントだと思いますので、私の提案は、委員会の議論の中でもあったと思うのですが、やはり必要に応じて継続的に行っていないと、実際のステークホルダーの意見を組み込むことは出来ないのではないかと、私は少なくとも3回の時点。さらに継続的な協議を行うというような意図を、もう少しクリアにする形で「継続的な」というものを付けさせて頂きました。非常に重要なポイントですので、ここだけで決めることだけではなく、さらなる議論が必要ではないかと思っています。
- **國島共同議長** 私は「必要に応じて」、「継続的に」そして松本委員の追加の文章全てを付けて書けばそれでいいのではないかと。今までの議論の趣旨に合致しているのではないかと思ったのですが、少し違うということであれば議論に残します。よろしいですか。それから204-aの松本委員の意見は、追加することで結構ではないかというのが私の案

です。同じページ内について続けていきます。205の澤井委員の修文も、これでいいのではないかと思います。206も結構ではないでしょうか。206-aについては、意味が分からなかったなので、出来ましたらご説明を頂ければと思います。

- **前田氏** ここで206-aということで入れさせて頂いているのですが、ステークホルダーとの協議という意味合いからいうと、本来203-aのところに入れて頂くのがいいと思います。また以前に原科共同議長からご指摘があったと思うのですが、マスタープラン案件のステークホルダーと、無償案件のステークホルダーでは、協議レベルが違うというお話をされていて、それが一番効率的なやり方ではないかと私どもも考えております。一律にステークホルダーの協議を行うということではなく、対象案件にあわせたステークホルダーの選定等を考えなくてはならないという趣旨で書かせて頂いております。
- **國島共同議長** それでは先程の202、203のステークホルダーとの議論の項目のところへ移して、そこであわせて協議をするということによろしいですか。その下の藤本さんの追加のご意見も同じ様な内容ですので、その時に参考にさせて頂くということに致します。65ページはそれでよろしいでしょうか。それでは次のページに進みます。66ページの207については、山田委員とJICAのご提案でいいのではないかと思います。それから208は、ご提案通りでいいのではないのでしょうか。それまでで(7)が終わりまして、その次に「(8) JICAの意思決定」になります。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 208の「削除する」というのは、どのようなことですか。
- **國島共同議長** この文章を消すというだけで、すでに他のところで文章が出てきていて、文章上の問題で同じことを2度書かないということで消したと理解しております。
- **松本委員 (FoE Japan)** これは例えばステークホルダーの協議の中に入っているという認識でしょうか。それであれば、ステークホルダーの協議というのはタイミングが限られておりますし、一般的に必要なに応じて意見を求めるということは、どこかに入っていると私は思いません。
- **國島共同議長** 今のところはということです。そうですね。202、203のところに移して、そこで取り扱うということにしましょうか。
- **松本委員 (FoE Japan)** はい。
- **國島共同議長** では、そうしましょう。
- **原科共同議長** 207ですがステークホルダーという表現が書かれておりまして、先程ステークホルダーの議論がありましたので、これも同じではないでしょうか。
- **國島共同議長** これも同じですね。おっしゃるとおりです。
- **鈴木** JICAで削除と申しましたのは、JICAの方で「ステークホルダーからの情報提供を促進し、その結果を協力事業に反映させる」というのは、前に出ていて重複していたという趣旨でございます。同じような文言で「反映させる」というのが出ておりますので、そちらでカバーできるのではないかと考えました。
- **國島共同議長** 一応、今の202、203の議論のところを考えたいと思います。というこ

とで、(7) は終わりです。次が 66、67 ページの「(8) JICA の意思決定」ということで、山崎委員の修文のご意見、馬谷さんの修正等のご意見、それから JICA の意見を拝見して、基本的には皆さんの意見を入れて、修文してもいいのではないかとというのが議長の案です。深田委員、どうぞ。

- 深田 すみません。こだわりますが、これも同じ議論で、「外務省の求めにより」というのは、求められない場合があるのかということになります。昨日からの議論になりますので、そこはよろしくお願いします。
- 國島共同議長 すみません。雑に言いましたが、山崎委員の意見で最初から 2 行は却下して、それ以下は OK ということで議論致しましょう。すみませんでした。それから 210 の山崎委員の件につきましてはご注意ください、今の議論の中で明確にされるということで理解致しました。211 は澤井委員、山崎委員。それから馬谷さん、その次のページにかかっております JICA の修正案。これも私はこれでいいのではないかと思います。

これも議論ですか。前と同じで議論に含まれるということで、これも議論に致します。それから 68 ページの 212 につきましては、JICA の修文の案で結構だと思います。213 は特にありません。214 については、山崎委員と田中委員からご意見を頂いておりますが、私は JICA の最後の修正案でいいのではないかと思います。山崎委員と田中委員から何かご発言、ご意見があればお願いします。

- 前田氏 JICA の案で結構です。
- 田中委員（専門員） 私も結構です。
- 國島共同議長 分かりました。そのようなことで 68 は終わります。よろしいですか。次は 69 ページの 216 です。どうぞ。
- 田中委員（環境省） 214 ですが、JICA の案で施行するというのは、例えばどのような要件から適用するというを書かなくても、それは一目瞭然だということなのか。ガイドラインを施行するというのと、「施行し、〇〇から適用する」と普通書くのかと思いました。
- 國島共同議長 なるほど。要請的ということですね。
- 鈴木 必要であれば書き足します。そうすると「平成 17 年度に要請が行われる案件から適用する」ということに、当然ながらなると思います。そのように書き足しまして、お出しすることにしたと思います。
- 國島共同議長 これは、今の田中委員のご意見からすれば、山崎委員はそのあたりを心配されてきちんと書いているからということですか。
- 田中委員（環境省） つまり意図が、1 年間試行期間ということで試行して、平成 17 年 4 月から試行したのものも含めて適用してしまうという意図で書かれていてあるのか、そうではなくて平成 17 年度に要請が行われるものから、本格的に適用するというを念頭におかれているものなのか。どちらもあると思います。

- **國島共同議長** それを今すぐに言えといわれても、早ければ早いほどいいというのは当たり前の話で、色々準備もあるということだと思います。どうぞ。
- **田中委員（専門員）** 私もこれは非常に実務上重要なポイントだと思うのですが、これをもし平成17年度の4月1日から試行するにしても、要請書の中に今まで色々議論しておりましたフォーマットとして、このようなものが書き込んでこれないと、カテゴリ分けが出来ないと議論しております。そのフォーマットはJICAでは作れないので、それが出来て、要請がそのような形でできて、初めてきちんと試行ができる。そのようなことを十分考慮しないと、この試行も非常に難しいということはあると思います。
- **鈴木** ここは少し事務局から修文を出させて頂きます。
- **國島共同議長** 修文と言いますか、工程をはっきりさせて、具体的内容を明示できるものはして頂きたいと思います。
- **鈴木** 分かりました。
- **國島共同議長** その次に、69ページ216-aで松本委員の追加のご提案ですが、これはこれでいいと思います。そこまでが「Ⅱ」のところまで一区切りなのですが、何かご発言がございますか。その次に「Ⅲ. 環境社会配慮支援・確認の手續」という原案について、澤井委員が「パブリックコメント～」とおっしゃっていますが、今回この議論からはずしたいと思うのですが、それでよろしいですか。ご発言があればお伺い致します。
- **澤井委員** 内容の議論については結構です。
- **國島共同議長** その次の217について、これは「1. プロジェクトの要請確認段階（3スキーム共通）」というところで、松本委員の修正案、山崎委員の修正案はこれで結構ではないかと思いましたが。氏家委員の修正案については、非常に実務的に細々と書いてありますが、ここは上のお二方の意見で書くのがいいのではないかというのが私の意見です。JICA側から何か不都合な点などございますか。富本委員、どうぞ。
- **富本** 217の山崎委員からのご提案は、先程の議論だと思います。
- **國島共同議長** 議論の議論にすることになりますか。分かりました。どうぞ。
- **鈴木** 松本委員（メコン・ウォッチ）の修正案で「意思決定に先立って」というところなのですが、その部分の情報公開といいますが、ホームページ上の情報というところなのですか。これは議論があったところだと思うのですが、JICAは外務省の要請の確認・検討する作業をお手伝いしている立場でございます。意思決定に先立って、これは要請採択のお話になりますので、JICA自身の権限として、ここの部分はお答えできません。本日外務省の方がお見えになられていないのですが、ここはJICA独自の判断では出来ないという部分になりますので、ここについては議論をペンディングさせて頂ければと思います。今日は外務省の方がいらっしゃっていないので、確認できないということです。
- **國島共同議長** はい、分かりました。氏家委員、どうぞ。
- **氏家委員** 私は上の2点を中心に議論をされるということで、それは構わないのですが、

これ以降用語の使い方について事業という言葉が多々出てきます。これは協力事業なのか、対象プロジェクトなのかというのが明確でないと、私自身も読んでいて混乱するようなどころがあります。これは対象プロジェクトではないかということで案を書いております。

- **國島共同議長** 分かりました。対象プロジェクトか、開発事業かということですね。217は議論ということにさせていただきます。どうぞ。
- **原科共同議長** 今のところは、3 スキーム共通という表現です。ですから、ここの段階は包括的な話ではないのですか。個別のプロジェクト、協力事業全般という意味で書いてあるのだと思います。それはまた確認して下さい。今おっしゃっていた部分についてです。
- **國島共同議長** では、70 ページの 218 は、氏家委員、松本委員、JICA の意見は、ごもつともだと思いましたので、このままでいいと思います。特に内容に関するものではありませんでした。以下、この松本委員 (FoE Japan)、松本委員 (メコン・ウォッチ)、他の方は「速やかに」「早く」「直ちに」という意見ですが、それに対して私の意見は、全て提言案として入れておいた方がいいということで、全体的に判断したと初めに申し上げておきます。どうぞ。
- **鈴木** 218 のところの私どもの修正は、「情報公開を行う」というところを取っております。「環境社会に関する情報を収集する」ということに留めておりますのは、採択前の部分でございますので、ここの情報公開を行うというところについては、議論があったところでございます。外務省もそうだと思うのですが、我々としてもまだ十分に、様々な意味で要請としてまとまっていないものを、一方的に情報公開が出来るのかという議論を行ったところだと思います。今日外務省の方がお見えになられていませんので、情報公開の可否も含めて議論させて頂ければと思っております。
- **國島共同議長** 議論にするのですか。
- **鈴木** はい。情報公開というところですか。ここの「調査団等を派遣し～情報を収集する」というところは全く問題ないのですが、その情報公開のところだけペンディングにさせて頂ければと思います。
- **國島共同議長** はい、分かりました。219 についての松本委員、山崎委員の意見はご注意だと思います。あと山田委員、氏家委員のご提案。その次のページに、松本委員、馬谷さんの案は、ごもつともだと思います。JICA の案にある「削除」は、削除しなくてもいいのではないかというのが私の案です。議論ですか。
- **鈴木** ここの外務省の方がいらっしゃったところで、議論させて頂ければと思います。
- **國島共同議長** はい、分かりました。最初に読んだ時、全般的に JICA の案を一切無視して、一回判断をしようと思っておりました。しかしよく読みますと、内容に関することと、それから決まったことをはっきり明確に書くような文章にした方がいいということと、両方提案されておりました。全部無視するのは申し訳ないと思ひ、今日の判断と

して事務的に起草グループにいくか、議論するかの中に入れました。今のようにしていきますと、とにかくこの起草グループで出した提案等を、この次は実際に JICA でガイドラインをお作りになれるわけです。極端に言えば、ほとんど丸呑みにする、逆にそうでなければ許さないという前提でしているような気がします。

これも委員の方の色々な意見があると思いますが、私は行政のプロセスや、現行の法律そのもの等、そのようなこともある程度実際の状況を勘案して、少し踏み込んだものが入った提言を作る。それを受けて止めた JICA の方が「ここは分かった」、「ここはこのようなことで出来ない」、「今はこのような形でいきたい」というような、少しギャップがあるものを作るのは当然である。当然であると思う方ばかりではなく、けしからんと言って怒る方もいらっしゃるの、感じとしてなるべくぴったりしたものを最低作りたいと思っていらっしゃると思うのですが、そこはそうなのですか。

- **鈴木** もちろん我々としては頂いた提言や内容を、可能な限りそれに近いものにしたいと思っております、このような発言をしています。そのような趣旨で発言していたわけです。
- **國島共同議長** なるほど。人を集めて、どこで時間を使うかということの効率の問題があると思います。深田委員、どうぞ。
- **深田** 全く國島共同議長がおっしゃるご趣旨は、よく分かります。要するに、情報公開のどこのタイミングでするかしないかというのは、スクリーニングの段階、あるいは案件の指示があつてスコーピングの段階で行うということで、経済協力の国際約束に基づいて行うという部分がスコーピングの段階なのです。その前の段階というのは、JICA が自発的に行っている段階で、その情報公開をどこまでするかは、非常に援助の手続きの中で極めて重要なポイントなものですから、我々がこだわっているだけで、議論の過程でそれはいくらかでも修正は出来ると思います。そこは一度きちんと議論させて頂いた方が、いいポイントだということです。
- **國島共同議長** 分かりました。それに限らず全般的に、私は心配しながら進めているということだけご理解下さい。今 71 ページの 219 まではそのようなことで、最後のところは議論にするということでも分かりました。その次に 71 ページです。今は 3 スキーム共通でしたが、今度は開発調査の分野だけに限った話です。事前調査段階ということで①に関しては、氏家委員、松本委員、JICA の意見があります。私は JICA の意見と、松本委員の意見のとおり直したらどうかと思いましたが、氏家委員の意見は下に含まれているように感じたのですが、違うことをおっしゃっているのですか。
- **氏家委員** 言っていることは同じです。ただクラリファイしたかったというだけです。
- **國島共同議長** 分かりました。それで松本委員と JICA の案を合算するという事によるのでしょうか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** JICA の意見について確認したいのですが、これはカテゴリ A、B に関しても必要に応じて調査団を派遣するという事なののでしょうか。

- **鈴木** ここは実は、マスタープランがカテゴリ分類できるかどうかというところの議論に繋がっております。我々は、マスタープランはカテゴリ分類できないのではないか、難しいのではないかという議論を先程しましたので、そうなるとカテゴリ分類を言及するのはおかしいのではないか。従いまして、カテゴリ分類をマスタープラン段階でも出来るものがあれば、JICAはそのカテゴリ分類に基づいてということになるのだと思います。よってJICAの提案は、また修正しなければいけないことになると思います。カテゴリ分類の関係でございます。
- **國島共同議長** ということ、よろしいでしょうか。
- **松本委員 (FoE Japan)** ということは、やはりカテゴリ分類を入れたご提案にすることよろしいのでしょうか。
- **國島共同議長** マスタープランがカテゴリ分類できるという議論になれば、ここはそうなると思います。どうぞ。
- **氏家委員** 今のカテゴリ分類が出来る、出来ないという議論ということになりますと、前の議論の要請段階の69ページの217のところ、すでに「第1回目のスクリーニングとカテゴリ分類を行った上で」と、カテゴリ分類を全てに対して行うとあります。3スキーム共通ですので、ここから見直さなければいけないということになると思います。
- **國島共同議長** ですからここは、議論ということになりましたので、ここもその影響を受けるということになると理解しております。221の文章につきましては、今の問題がございますが、私が拝見した山崎委員、氏家委員のご指摘はそのままではないかと思いました。JICAは今のことを心配しておられますが、このJICAの意見は議論によってどうするか決めるということで、色々な修正についてはこのまま機械的に行い、本音は先程の議論で決めるということです。次の72ページの222と次のページの222-aについて、松本委員 (メコン・ウォッチ)、氏家委員、松本委員 (FoE Japan)、JICAから色々なご指摘や修正意見を出して頂きました。私が拝見した感じでは、全て丸のみして、これに従って作るというのがいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** 起草グループに任せるということですか。
- **國島共同議長** そういうことです。何かございましたら、どうぞ。
- **田中委員 (専門員)** 氏家委員の修正文章は、実務をされている立場から経験を踏まえて書かれておりますので、このあたりもかなり重要視して、修正して頂ければと思います。
- **國島共同議長** ですから、色々な立場の方の意見を付けたものを一回作ってみるということ。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 今國島共同議長のお話で、ここに書かれている起草グループが、今後ドラフティングする時に、JICAがここに書かれている修正文章は、修正文章ではなく要望だと取るのですか。

- **國島共同議長** 中を全部見ますと、要望としか思えないようなもの、それから原案の文章が日本語的に分かりにくい、定義がはっきりしないというもの。この内容を変えるものはないが、はっきりさせるためにこう直すべきというものが、混在して JICA の方は書いておられます。あまりにも意向を反映したものは、どちらかといえば却下ということで取り扱ったつもりです。
- **吉田委員** ポイントは、この委員会というものは基本的に JICA に提言する案を作っているのだから、JICA は内部取引をするとインサイダー取引になってしまうから、そこは気をつけていかななくてはならない。そのような意味で、JICA は修正と言っはいけないと思います。ここの文章に出てくる精神は、要望や要請、コメントです。
- **國島共同議長** 他の委員の方の修正と同じ形で書くのは、確かに違和感を覚えざるを得ないと思います。
- **吉田委員** 委員会の意図を考えますと、原則的にはおかしいと思います。そのような意図で起草グループも望むということで、よろしいのですか。
- **國島共同議長** そのように扱って頂きたいと思います。私は先程も申しあげましたように、全て無視しようと思いましたが。しかしよく読むと、文章を一生懸命分かりやすく直して、努力されているものが多かったのもので、それは採用しようという気がしました。次の 223 は氏家委員の意見です。私はこれを読んでよく分からなかったのもので、氏家委員ご説明して頂けますか。
- **氏家委員** 事前調査の時に S/W に関する協議を行うわけですが、前提と致しまして環境社会配慮は相手国が主体として行うということですので、この協議の過程でまずそれを前提にして協議してはどうかということが出発点として、ここに書いております。それでもやはり相手国でも難しいだろうという場合、開発調査の一環として JICA が支援するのであれば、その分の支援する範囲を決めて S/W を結ぶべきではないかという趣旨から、このような文章を書いております。
- **國島共同議長** これは正直申し上げて判断しかねたのですが、このままこちらで直した方がいいのでしょうか。左の原案の 3 行を、右側のように直すということでしょうか。
- **原科共同議長** そのようなご提案です。しかし、ここはどうなのでしょうという意見もあると思います。つまり相手国政府が実施することを前提に、協議を行うスタンスでいいのかということになると思います。
- **國島共同議長** それからもう 1 つ、左側の 3 行に比べて詳しく書かれております。ですから、内容そのものの是非と同時に、起草グループで、これから JICA が作るための提言書の内容として、どこまで書き込むか。この全体の部分が、本文のどこにいくかという全体構成の問題もありますが、これ以降氏家委員から非常に詳しく色々な修正のご提案を以下何ページか頂いているのですが、今のことに極めて関係しますか。非常に詳しくお出しになった意図があれば、あらかじめ承っておきます。
- **氏家委員** ありがとうございます。ここは確かに詳しく書きすぎているところもあるの

ですが、以降につきましてはどちらかと言うと全体の作業の流れを考えまして、我々実務を行う者としてわかりやすく書き直したというのがトータルの趣旨です。プラスアルファで詳しく書いているところは逆にないという認識であります。ただ前から文章が不足していたところは詳しく書いているところがございます。後半の部分は全体的に IEE レベル・EIA レベルということで、調査の中身が書いてあったのですが、その用語の使い方を再整理してみました。

それから TOR も何段階かに分けて作りますので、素案・案・最終という形で使い分けてみました。一番大きいのは趣旨として変わるところなのですが、先程のステークホルダーとの協議のところでは3回ですとか、あるいはインテリム・レポートを対象とするかという議論がありました。私のこの案では相手国との協議結果、あるいは環境社会配慮結果というものは、プロGRESS、インテリム、ドラフト・ファイナルレポート、ファイナルであれ、適宜反映されるものである。前回の案ですと、JICA の環境社会配慮報告書が1回だけインテリムに反映されて、ドラフト・ファイナルに反映されるという形になっておりました。

調査というものは生き物でありまして、色々な調査の形態があり、あるいは性格や過程も色々ありますので、あまりにも決めすぎてインテリムのみ、またはドラフト・ファイナルのみというのではなく、調査の全体の流れの中で環境配慮しながら計画というのを策定していきますので、適宜反映されるものであるという趣旨から修文を行っております。これは開発調査のところでありまして。

それから F/S につきまして現在の JICA のスキームですと、マスタープランから F/S まで年度ごとに契約は変わりますが、一括して契約して行う場合があります。その場合事前の調査で行われる内容は、マスタープランの中で検討されるということになります。そのところについては、引き続き契約されて行うようなものに対しては、マスタープランの中でされているか、または手続的にはありませんというような話を書いたりしております。

- **國島共同議長** なるほど、分かりました。ありがとうございます。元に戻りまして、223 はどうしましょう。
- **氏家委員** そのような意味で、223 だけ詳しく書きすぎているところはあるかと思いません。
- **國島共同議長** そうですか。
- **氏家委員** 起草グループによろしければ戻して頂ければと思います。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 氏家委員の修正の意図を確認したいことがあるのですが、この「適宜意見を反映する」というのは、非常に重要なことだと思います。ただ反映するというのは、何を何に反映するということなのですか。それは全部、1つ1つ書かれておりますか。そのコンサルテーションの内容を反映するのか、あるいは政府との協議の

内容を反映するのか。政府との協議の内容が反映されるだけでは、不十分かと思いましたが、そここのところを確認させて頂きたいと思います。

- **氏家委員** そこが明確になっていなかったようですが、基本的には環境社会配慮結果が調査過程の中で、プランニング（計画作り）の中に反映させるという意味です。その環境社会配慮の中身というのが何かと言うと、相手国政府であり、ステークホルダーとの協議の結果というものが含まれるものという認識でおります。
- **國島共同議長** はい。これはよく分からないので、起草グループに投げさせて下さい。申し訳ありません。
- **氏家委員** 1つだけ追加させて下さい。非常に全体が切り取られて1つ1つになっておりますので、少々分かりづらくなっている部分があるかと思えます。それから、ECFA委員としての案が並んでいるところもございませう。実は個別にECFAから出ている意見と、私が全体を見直した部分との意見が並列になっているところもございませう。そのような意味がございまして、もしお時間を頂戴できれば例えば223ですが、氏家委員というのが2つ並んでおります。これの上段の意見を削除できればと思えます。それから234のところも、上の意見を削除して頂ければと思えます。
- **國島共同議長** それはその時になったら、言って頂ければと思えます。
- **氏家委員** はい。そのようなことが色々含まれております。
- **國島共同議長** これは田中委員、前の起草グループで作って頂いた原案がございませうね。各段階で分かれていて①から⑤まで、かなり起草グループでも議論して、揉んで、この項目をリストアップすることが適当だというようにした成案であるというように、私は理解して読んだのですが、それでよろしいですか。先程「これはあまり知らないものがある」というようなことがあるとおっしゃっていましたが。
- **田中委員（環境省）** ここの部分はかなり議論をして、一応その時点での氏家委員の意見も反映されているものです。多分その後仔細にご覧になって、内部でご相談されて、またよりよい意見を出されてきているのだと思えます。
- **國島共同議長** そのようなことですか。分かりました。それなら結構です。どうぞ。
- **田中委員（専門員）** この原案の方がわりと議論されているということであれば、ここに氏家委員が以降専門の立場から細かく色々書かれてありますので、この議論をどのように進めて行くかということに、私は非常に興味を持っておりました。元々の原案のポイントをつかれたところに関する大事な意見というものについて議論をしていくのか、氏家委員が書かれたかなり細かい専門的なところを議論するのかで、時間が随分違ってくると思えます。私は、こちらに専門的に書かれたところは、どちらかという次の段階で意見を頂いた後、JICA内部で検討する時に非常に参考になると思えます。ここの段階でかなり細かく議論するのがいいのかどうかというのは、少し考えた方がよろしいのかと思っております。以上です。
- **國島共同議長** 分かりました。今のご意見を経て、皆さんの意見とだいたい違っていない

いと評価したつもりなので、先に進めさせていただきます。224の松本委員の意見は番号の修正ですので、原案通りでいいかというのが私の意見です。225も原案通りでいいのではないのでしょうか。特によろしいのでしょうか。どうぞ。

- **氏家委員** すみません。225で私の意見は削除となっておりますが、移動しているだけです。
- **國島共同議長** ですから、意味のないコメントだと思います。226も原案通りで、松本委員の意見は表題の構成の問題だということです。その次の「2-2. S/W 署名段階」について、227、227-aとありますが、このコメントそのものは先程からお話があるように意味のあることなので、一応原案を基に起草グループで、取り入れられるものは取り入れて頂くという程度で参考にして下さい。却下はしませんが、必ずやる必要はなく、原則として取り入れて頂いて結構です。原案を尊重して頂いて結構だというような形の内容のコメントが多いと理解したのですが、それだと作業しづらいですか。
- **田中委員（環境省）** すみません。どの点についておっしゃっているのですか。
- **國島共同議長** まず227、227-a、228です。
- **原科共同議長** 228は「速やかに」というのがポイントではないのですか。先程おっしゃいましたが、情報公開やそのようなところではポイントです。
- **國島共同議長** 原則として取り入れて頂きます。
- **原科共同議長** そのようなことではなく、ここでどれを取り入れるか、決めた方がいいと思います。起草グループで任意で行ってくれという話ではありません。「速やかに」という松本委員のご意見は、重要な点だと思います。
- **國島共同議長** それでは227の氏家の意見も、228も要するに採用で、修文するというところでよろしいのでしょうか。それから229の氏家委員の意見は、文章の問題だと理解しました。これもその通りに修文する。それから230も以下ずっと拝見しまして、231の氏家委員、松本委員、JICAの修文の案。231までが、このとおりに修文するのでどうかというのが私の案ですが、いかがでしょうか。231までです。
- **前田氏** 議長すみません。先程の実施体制の合意のところですか。
- **國島共同議長** 何番ですか。
- **前田氏** 223です。全般的な話ですので確認ということなのですが、提言（案）のところで環境管理計画を採択の是非にするかという議論がありました。ここはその議論の実施体制と関わってくると思っております。また具体的なガイドライン案のところ、環境管理計画の位置づけというのが明確になっておらず、ここで氏家委員が書かれているところが、その具体的な中身になるのかと思っております。環境管理計画の議論が、ガイドライン（案）に反映されるようになっていけば問題ないと思っております。そのところを起草グループで、うまく采配して頂ければと思います。
- **國島共同議長** 分かりました。では231に戻りますが、特にご発言はございませんか。次の232は先程の議論なのですが、起草グループで作成して頂いた④に対して、詳細に

実務に応じて書き込んだ案。そして1ページめくって頂きまして、重要なキーワードということで、松本委員の追加の意見があるのですが、私の案はお二人の案を取り入れる方向で修文するのがいいと思ったのですが、気になりますのは起草グループで簡潔な文章にまとめて頂いたものを細かくするのは、簡単にしているものなのか、あるいは細かくすることが今の我々の委員会の成果品として妥当なのかということが、私はバランス感覚が十分でないので、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

- **氏家委員** 少々補足説明させて頂きますと、232 に書いてある文章は 232 にある④と、233 の⑤を足した形になっております。決して詳しくしているわけではありません。
- **國島共同議長** そうですか。どうぞ。
- **前田氏** 話の途中で申し訳ないのですが、昨日の議論の 17 のところで整理されていることだと思うのですが、この委員会でどこまで議論するのかが見えていないと私は思っております。今までの議論ですと、委員会の提言案をもう一度、10 月にパブリックコメントにかけるのかと思っていたのですが、そうではないということを確認したいと思います。そこで、提言案も今回の議論を踏まえて整理して、パブリックコメントをする前に固まりますということよろしいのでしょうか。それが終わったあと、今後フォローアップをするということは委員会の初めから言われていることは承知しておりますので、それは対応していかないといけないと思います。

またガイドラインを委員会として、ガイドラインはこうではないと駄目なのだというチェックをどこまでされて、ここで委員会が終わりですねということ、どこかで言わなければならないと思います。そこが 17 であまりはっきり見えていませんので私どもはコメントを出しておりました。私どもが出しましたコメントでは十分なニュアンスが伝わらなかったもので、非常に申し訳ないと思います。

- **國島共同議長** いいえ。念のためにお伺い致しますが、このガイドライン改定委員会は、とにかく出来ることなら JICA が今年の 10 月 1 日に新しいガイドラインの骨子みたいなものを作りたいと思っています。本当に出来るかどうかはわかりません。そのための提言を、今のような形で委員会としてまとめる。そのようなことですから、只今 8 月末ですが、今日は皆さんのご意見を頂いて、全体の構想を含めて、ファイナル一歩手前のものを作った時点でとりまとめて、成果品が出来たということで、この委員会そのものは一区切りです。

その後私どもが理解しているところでは、JICA はガイドラインを作り、それについて英語版を作り、国内外広くパブリックコメントを求める。それと同時に、今申し上げた提言案と色々な相違のことについて、再び今の提言案委員会に対して敬意を表して頂いて、直接お話を伺ったわけではありませんが、フォローアップという委員会をもう一回新たに立ち上げて、そこで今の改定委員会の出した成果品と、JICA の案について何か質問や説明等があればそこで行う。そのパブリックコメントとフォローアップ委員会の全体の色々な意見を基に、半年後くらいに最終案を作るということです。その時にフ

フォローアップ委員会のメンバーと改定委員会のメンバーは、全く別にするか、半分同じにするか、全く同じにするかは好みの問題がありますが、それはその時に考えるということではないかと私は思っております。

- **原科共同議長** 少々私は誤解していたようです。この委員会は 10 月で終わってしまうのですか。3 月までこの形で行っていくと思っておりました。
- **鈴木** この改定委員会自身は、提言を出すところで終わります。
- **原科共同議長** フォローアップは自動的に続けて行わないのですか。誤解しておりました。それでしたら、それなりの提言をしっかりと作らないといけないと思います。フォローアップが出来るなら、その時に対応できますが。
- **鈴木** 提言を作って終わります。一応提言を頂きます。それを頂いて我々 JICA の中で提言を踏まえて、ガイドラインを JICA 自身が作るということになります。
- **原科共同議長** それは私も申しました。
- **鈴木** そのガイドラインを作ったものが、どれだけこの提言の内容と同じなのか、差異があるのか。差異があればどのような点なのかを、フォローアップ委員会を設置してご説明をするということでございます。そのフォローアップ委員会の議論を踏まえて、JICA のガイドラインについて直すべきところがあれば直し、かつパブリックコメントをこの秋から来年の初めにかけて取って、最終的にそのパブリックコメントを踏まえたものを盛り込んで、フォローアップ委員会をその間開く可能性もあると思います。そこはまだフォローアップ委員会自身の成り立ちとご相談しなければならないところですが、それを踏まえて目処としては来年の 4 月 1 日に、JICA 環境社会配慮ガイドラインの最終案を作るということでございます。改定委員会自身は提言を出したところで一回切るといえるのは、区切りがあっていいと思います。その後我々が考えておりますのは、改定委員会のメンバーの方々を中心としたフォローアップ委員会を立ち上げて、そこに JICA 案を諮るということをしようと思っております。そのようなことでご理解頂いていると私自身思っております。
- **原科共同議長** 組織が変わるわけですね。
- **鈴木** 組織という形としては変わります。その方が区切りがいいと思います。
- **原科共同議長** そうではなく、改定委員会の作業の一環としてフォローアップ作業も行うのだと理解しておりました。ですから、私の理解とは違っておりました。
- **前田氏** そうしますと、17 のところで原文のまま行くのだということであれば、原科共同議長がおっしゃったとおりだと私も思っております。その整理をうまくしていただければということだと思います。
- **鈴木** すみません。その何故切るかというところについてご説明します。
- **原科共同議長** 作業がひと段落つくということは分かります。ただフォローアップ委員会というのは、今回の改定委員会の中でフォローアップ作業というのは、いわば仕上げの作業だと思います。メンバーを入れ替えてという話ではないと思います。

- **鈴木** 1つはJBICのガイドラインを参考にさせて頂いた時に、委員会ということで提言を頂くまでで終わって、その後第一回フォローアップ委員会という形で、衣替えをして再スタートという形になっておりましたので、おそらくそれと同じようなやり方をしていくのがよろしいのではないかと考えておりました。
- **原科共同議長** それだけの理由だったら、しなくてもいいと思います。あの時はたまたまそのような格好になっただけであって、むしろ一貫性があった方がいいと思います。
- **松本委員 (FoE Japan)** よろしいですか。私も原科共同議長がおっしゃるようなイメージのものを考えておりました。あまりメンバーが入れ替わらないのであれば、形式的なものであればいいのではないかと考えています。出来れば改定委員会で議論をされた方が、フォローアップの場に出てこられるというのが、理想的な形ではないかと考えています。
- **鈴木** ここで議論してもしょうがないのですが、我々が基本的に考えておりますのは、全く改定委員会の議論に関与されてこなかった人が、フォローアップ委員会に入られても、議論の連続性がございません。そこで改定委員会の方々を中心にと申しましたのは、実はまだ「フォローアップ委員になって頂けますか」というお願いを、我々はどうなたにもきちんとした形ではしておりませんので、私は一方的な言い方は出来ないと思ひ、そのような言い方になってしまいました。
- **原科共同議長** JBICの場合の経緯を申し上げますと。フォローアップの前の段階で終わるような感じだったので、作業を継続するために、同じメンバーで継続して新しい名前をつけただけで、実質的には同じメンバーでずっと行ってきました。たまたまそのような名称をつけて次の段階に入っただけです。JBICの方は最初、そこまではかなわないというような感じだったと思います。ここで終わりとおっしゃっていたので、そうではないのですよと続けただけです。だから最初からきちんとしたものをしていただければ、一貫して行った方がいいと思います。
- **富本** よろしいですか。今の点も踏まえてフォローアップ委員会について検討させて頂きたいと思うのですが、今鈴木が申しあげましたように、全員の委員に対してフォローアップ委員会を継続してやっていただけるかは確認しておりません。最初のお願ひは、提言を作って頂くというところでお願ひをしております。そこで一旦区切るという考え方を、私どもは思っておりました。それを今ご説明しましたので、その後のご議論ということで、もしご議論して頂ければご意見を参考にさせて頂いて、検討させて頂くということでございます。
- **國島共同議長** 私は結果として非常に似た形の同じようなメンバーの方が、同じ形のような委員会で、このような机の配置をして行うことになるかもしれませんが、場合によってはやはり何ヶ月かの間に、この間関西のNGOと行ったような公開セミナー的な形で、違った形で意見を取り情報を発信する。ただその時に前々からお話に出ているように、JICAの仕事は非常に複雑で、難しく、奥が深いものですから、そもそも仕事のやり方がどうなっているのかということの、ある意味基礎的な知識や理解のレベルが

違った人が集まって色々議論をすると、なかなか難しい議論の状態になるということも配慮して、色々な形で考える。でもフォローアップの時は原則的には、より広く国内外を含めた色々な形の意見を聞くことも大事だと思うので、そのような意味で形式的に一回切った方が、結果としては似たような委員会が出来るにしても、それがいいのではないかとこのように私は考えたので、あまり気になりませんでした。

- **原科共同議長** 私は一貫性を持つべきだと思いました。JBIC もそのような趣旨で、同じようなメンバーで、委員会の名前だけ変えたのです。最初は勉強会や研究会のようなものでした。結果的に一貫して委員会を行っておりましたので、たまたまそのような経緯だったので、意識的に分けたわけではないと思います。
- **國島共同議長** このあたりは、一貫性が大事だと思います。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** それを提言に入れたらいかがですか。例えば数字が要るのであれば、委員数が9割を下回らないとか、最初に書いたらいいと思います。
- **原科共同議長** 提言で終わってしまっただけだとおっしゃりたいのですね。
- **國島共同議長** それはそうですね。分かりました。流れについてはよろしいでしょうか。
- **前田氏** それにあわせて17が適切に表現されていれば結構です。
- **國島共同議長** ありがとうございます。それでは232、233までは、今の氏家委員の話です。
- **田中委員（環境省）** 確認なのですが、このあたりから氏家委員から詳細な修正案が出ていて、田中委員からこの本文として考える際に、どうしていけばいいのかというご意見がありました。それで國島共同議長から、起草グループで議論をするようにということでした。
- **國島共同議長** すみません。それはひどい言い方でした。
- **田中委員（環境省）** 氏家委員の修正案のポイントが、この委員会として合理的である。つまりポイントとして何が違うのかということにつきると思います。その何が違うのかというポイントをこの委員会で、それをベースにしてドラフトをしましょうというように思うかどうかということです。私自身何が違うのかというのが端的に分かりません。もし基本的なポリシーとして違うことがあるのであれば、それはご議論をして頂いておいた方がいいのかという気がします。
- **國島共同議長** 難しい質問ですね。
- **氏家委員** 先程少し申し上げましたが、一番ポイント的に違うのはマスタープランの手続きの中で、JICA 環境社会配慮報告書を別途作って、それをインテリムの時に反映するというような形になったと思います。実際のマスタープランの作業というのは、環境面、あるいは社会面等色々な面を考慮しながら、計画の熟度を上げて煮詰めていきますので、ピンポイント的に配慮すればいいものではないということと、色々な形のマスタープランがありますので、配慮の段階もおそらく色々あるだろう。そのようなところから、適宜プロGRESS・レポートであり、インテリム・レポートであり、ドラフト・ファイナル

レポートであるという、その様なものに反映されるべきであるというような形の修文が一番大きなポイントです。開発調査のところはそうなります。

- **田中委員（専門員）** よろしいでしょうか。
- **國島共同議長** ちょっと待って下さい。今のお返事で田中委員（環境省）はご納得されましたか。
- **田中委員（環境省）** つまりそれがポイントだとすると、例えば 232 の後ろにあるそれぞれのレポートへの反映というようなところが重要だということなのか、あるいは TOR も TOR 案とか最終 TOR 案とか書き分けられたり、随所にわたって詳細にしているようにも窺えます。ですから、それぞれの記述の理由が、それぞれ違うのではないかと思います。それぞれ詳細にした方が正確でいいから、この委員会では詳細にしようかというスタンスで書くのか、先程おっしゃったようなポイントは重要だから、そのようにしようということになるのか。そのあたり今後の作業についての考え方はいかがでしょうか。
- **國島共同議長** その件に関する意見ですか。
- **田中委員（専門員）** 先程述べた意見はまさにその点なのですが、私はこの委員会の提言として出てくる報告書の中に今ある原案の部分に、もちろん氏家委員や ECFA の方々が書かれた部分のエッセンスが入ってくるのはいいと思うのですが、このままどんどん入ってくると重い感じが致します。私達 JICA の専門の人が集まって、これを基に作業をします。そうするとこれは非常に参考になりますので、そのエッセンスがこちらに入ってきたような原案になれば、先程國島共同議長が「バランスの問題」とおっしゃっていましたが、そのあたりもそのようなことにすればいいのではないかと思います。ですから参考にして頂いて、いくつかの意見をまとめる時にも、氏家委員や ECFA の方の意見を取り込む時に、エッセンスを聞いて取り込んで頂ければいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 69 ページの「Ⅲ.環境社会配慮支援・確認の手續」ということで、澤井委員から意見を頂いております。「これ以降は、パブリックコメントを求めるには～」とありますが、あまり色々書いてしまうとコメントを頂く時、そのような観点からかえって頂くにくくなってしまいます。エッセンスをきちんとクリアに、コンスタントに書いて頂くのがいいのではないのでしょうか。
- **國島共同議長** ということで私は、異存はないのですが、言うのは簡単ですが誰がどうやってやるかということだと思います。
- **氏家委員** エッセンスを書くこと自体、私どもは異存ありません。
- **國島共同議長** そうして頂けますか。一応起草グループなので、今の内容について出して頂いて、今回頂いた中のことを今の趣旨で、説明のところは簡潔に、論点のところは必要であれば付け加えるということ、作業をして頂けますか。
- **氏家委員** そもそも起草グループの時に、私はエッセンスをペーパーとして出したつも

りなのですが、それが起草グループの最終案や素案にうまく反映されなかったということで、起草グループが書いた文書のレベルにあわせて、それを盛り込んでそこに書いたもので、少し分かりにくかったかと思います。エッセンス自体は出来ておりますので、それをお示しすることは可能だと思います。

- **國島共同議長** ということ、田中委員はよろしいでしょうか。
- **田中委員（環境省）** 氏家委員も起草グループの方なので、氏家委員がお考えになるであろうエッセンスというものをベースにするということ、ここで合意が得られるのであればそのようなベースを作ります。
- **國島共同議長** ということ、少なくともここにおられる方は、それでいいという考えだと思います。
- **氏家委員** エッセンスは次の委員会以降にお示しして、皆さんの合意を得た上でということにさせて頂きたいと思います。
- **國島共同議長** と言いますか、今細かい内容について意見を言っておいておりますから、全体を見て頂き簡潔に入れるかどうかということだけ審議して頂いて、後は全体的な案を議論のあとにまとめるということにして頂ければと思います。
- **氏家委員** 分かりました。
- **國島共同議長** ということ、時間がありませんが、76 ページの 233 までそのようなことで進めるということにして、234 のことについて氏家委員の意見が 2 つありますが、JICA の修文のものだけでいいと私は思いました。今のことがありますから、今の方向でご検討下さい。それから 235 も氏家委員からの修文だけです、今の方針で進めて頂きます。236 につきましては、ここに松本委員から「完成後速やかに」という言葉を載せるというご提案と、氏家委員の今のような趣旨がございますが、私は両方ともこれで修文したらいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 賛成です。先程おっしゃった「速やかに情報公開する」という言葉は撤回の方がいいと思います。
- **國島共同議長** 一応提言の案としましてはそうして、ガイドラインをお作りになる時にどのように消化するかは、JICA の見識であるということで、ガイドラインの提言としては、このように出しておきたいと思います。236 も後にして、236-b、237、238、239、240 は氏家委員の意見だけです、今の形で処理して頂くということで、よろしくお願い致します。それから 78、79 ページ両面見て頂きますと、241 から 242、243、244。随分「削除」というのがありますが、これはどのようなことでしょうか。
- **氏家委員** おそらく事務局の整理の都合だと思います。
- **鈴木** 整理の都合ですので、全て削除したということではなく、盛り込まれているということ、
- **國島共同議長** 要するに、今のような方針で起草グループに戻して頂いて、今の原案を尊重しながら見直して頂くということに致します。続いて 78 ページの 244-a、次のペ

ージで 245、246、246-a。それから 246-b のご意見は、これはこれで追加していいと思います。247 の松本委員のこの文章も、私はこれでいいと思いました。その下の 248 は、氏家委員、松本委員、JICA の修文も、ここはこのままでいいのではないかと思います。何かご発言ございますか。よろしいですか。その次 80、81 ページの左から、249。ここに JICA の修正のご意見がございますが、よく読みますと文章をクリアにしているだけなので、これでいいと思います。250 の氏家委員のご意見につきましては、先程の議論のような形で取り扱って頂き、氏家委員を含めた起草グループに返したいと思えます。251 も氏家委員と JICA の修正は、これでいいと思います。よろしいですか。

81 ページの 252。ここも先程の松本委員の「完成後速やかに」というご提案ですが、これはこれでいいのではないかと思います。氏家委員の意見につきましては、先程の取り扱いとします。以下、252-a、252-b、252-c、252-d までは氏家委員のご提案ですので、先程のような形で検討して頂くということです。最後の松本委員のご意見で、「3-3-2 の間違いではないか」ということですが、これは間違いでしたら直しますし、間違いでなかったらそれでいいということですのでよろしいですね。次をめぐって頂きますと、番号が前のページにある 252-e は、氏家委員のご意見です。以下、253、254、255 の上まで。それからその下に松本委員のニーズの把握ということは、これで結構ではないかと思いました。それから 256 から 257 について私はよく分からなかったのですが、この 256、257 も今までの扱いにより、起草グループで検討して頂くということですのでよろしいですか。氏家委員にお伺いいたします。

- **氏家委員** 私は構わないと思います。
- **國島共同議長** それでよろしいですか。では 257 までそのようなことにして、JICA の修正案もこのまま取り入れるということにします。258、259、259-a の「詳細設計調査」の前までですが、ここまで私はご指摘のとおりでいいのではないかと思います。何かご意見ございますか。よろしいですか。次は「4. 詳細設計調査」ということで 260。これにつきましては、左側にコメントがありますように、「内容について、改定委員会にて議論が必要」ということで議論が必要なのですが、右側に松本委員から D/D についての追加の文章と、田中委員からの追加のご意見でございますが、私自身読ませて頂いて大変結構だと思いました。ここは議論という範疇にしておいた方がよろしいのでしょうか。
- **澤井委員** この部分は JBIC との連携 D/D のお話なので、手続きの事実関係をはっきりさせて頂きますと、円借款の要請と同時並行的に連携 D/D の要請を上げさせようということになっております。その後は、円借款の通常の appraisal と同じような手続きがありますので、プロジェクトそのものの環境影響評価というのは、JBIC のガイドラインに従ってチェックされる。円借款の供与が決定した時点で、政府が**プレッジ**した時点で連携 D/D の着手が始めておこるということになっています。

その段階で再度、JICA なりに環境影響評価をするかどうかということになると、そ

これは考え方が2つあります。他人の機関が行ったことを鵜呑みにして JICA は行うのですかという意見と、日本の ODA として行っているので、途上国からみたら二度手間の手続きを日本という国はするのですかということになります。作業の効率性を考えると、連携 D/D という環境配慮の確認というのは、JBIC の手続きで済んでいるという考えかたの方がすっきりするのではないかと思います。そのような意味で私は田中委員の修文の方が、その手続きに沿った形の修正案になっているのではないかと思います。

- **國島共同議長** なるほど。分かりました。いずれにしても議論という項目に残しておきましょう。どうぞ。
- **田中委員（専門員）** JICA の場合は JBIC の方々との連携 D/D の他に、連携ではないディテール・デザインが直接くるケースというのものがかつてはあったのですが、最近ほとんど皆無に近い状態です。実際これから問題になるのは、JBIC の円借款の連携 D/D というのは規模が大きいですし、インフラ案件ですので、今澤井委員がおっしゃられたように、まさに連携しながら澤井委員の部分できちんと審査をしたものを、JICA がディテール・デザインとして引き受けて、ここに書いてありますようにエンジニアリング分野の詳細設計を行うことを基本とする。ここが非常に重要だと思います。もちろん F/S の段階で環境社会配慮を先方政府が行い、あるいは JICA が支援した場合、この連携 D/D の時点の住民移転について実際のところでは、色々な課題もありますので、そこを少しはサポートすることもあるかもしれませんが、基本的にはエンジニアリング分野の詳細設計をする。これをはっきりさせておくことは重要だと思い、このように書いております。以上です。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。
- **氏家委員** そのようなことであれば、私をご提案しました修文というものは要らない部分が多くなるかと思えます。
- **國島共同議長** はい、それは先程の基本方針で、せっかく出して頂いたのですから尊重しつつ、検討するということにします。そのようなことで、今の 260 については議論項目に残しまして、以下 84、85、86 ページの上段まで氏家委員の意見がございまして、以下 260 について JICA の意見があります。これについて基本的には、先程の起草グループで骨子を見ながらご意見を取り入れて、適宜選択して頂くことで私はよろしいのではないかと考えたのですが、JICA の意見も含めてそれでよろしいでしょうか。
- **鈴木** JICA の方でも、先程澤井委員から明確にそういったお話がありましたので、そこをベースに修文を作るということでもよろしいのではないかと思います。
- **國島共同議長** その後 86 ページの下から「5. 無償資金協力」になりまして、山田委員から「2 箇所の予備調査は同じ意味合いのものか」ということですが、これは検討してお答えして頂くという形にしたいと思えます。次は「5-1. カテゴリ A に分類されたプロジェクト」につきまして 261。氏家委員の意見は先程と同じで、JICA の意見はこれで結構ではないかと思えます。どうぞ。

- **氏家委員** 昨日の議論の中で、要請段階に EIA 報告書を添付させるかどうかという議論の中で、無償の場合それが果たして可能かどうかという議論があったかと思います。おそらくそこの兼ね合いで、ここの事前の手続きというのは大分変わってくる可能性があると思います。
- **國島共同議長** 今のところは、議論に残しておいた方がよろしいですね。261 は議論に残すということに致します。
- **氏家委員** 262 も同じです。
- **國島共同議長** 262 も議論に残すということに致します。263 もそのようなことになりますか。では 261、262、263 は、無償に関することなので議論にしたいと思います。その次 88 ページは「カテゴリ B に分類されたプロジェクト」ということで、ここも 264、265、267 の氏家委員、松本委員 (FoE Japan)、山田委員、松本委員 (メコン・ウォッチ) の意見は、右側の 89 ページの上段も含めて、私はこのご意見の通りで結構ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。よろしですか。
- **原科共同議長** これはいいのでしょうか。「IEE レベルの」という表現が原文に入っていて、修正ではそれがはずれております。
- **國島共同議長** 私の理解では、氏家委員のこのあたりのコメントは、まず原案を尊重して、どうしても変えるということであれば変えるということですが。気になるのであれば最終案をご覧になって、その時にご指摘頂ければと思います。それから 267-a の氏家委員の追加のご意見は、先程決めた方針で処理させて頂くことにします。その次「5-3. 実施支援段階」の 268、それから「6. 技術協力プロジェクト」の神田さんのご意見ですが、神田さんはいらっしゃるのでしょうか。私が感じている限りでは、ここでされているご指摘の範囲のことは、あちこちで色々書かれていて、すでに取り入れられていると思います、ご意見の趣旨はわかりましたということです。それから 268-a は氏家委員のご意見で、先程と同じようなことです。どうぞ。
- **鈴木** すみません。よろしいでしょうか。JICA が言っはいけないと自重しつつ、ここだけは事実関係ですので、申し訳ございません。268 なのですが、実施支援というのはフローチャートで前にご説明しましたが、資金を供与した後 JICA が出来ることは、契約の実施状況に係る調査の部分しか今のところマニフェストとして与えられておりません。「実施支援段階」というように書かれてしまうと、これは無償のところには当てはまらないと思います。もし仮に、外務省が実際にされている無償資金協力の部分について、なんらかこの部分でしなさいということになると、実施支援段階というよりは、むしろフォローアップの可能性とか、そちらでみることになると思います。実施支援というと、無償で実施支援をまさにしているかの如く印象を与えてしまいます。それはしてないので、ここはそのような意味で「削除」と入れております。
- **國島共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** 神田さんという関西の NGO のご意見は非常に重要だと思うのですが、JICA が

単独で派遣する専門家の中にも、重要な A 案件・B 案件に係るプロジェクトの指導をしている場合もあるので、これについて神田さんは文言を書いていないのですが、なんらかのメンションをする必要があるのではないかとこのように私自身は思います。そのような意味で JICA が行うのか、起草グループが行うか分かりませんが、個別の案件の専門家の中でもこのようなことを遵守（尊重）し、そのような指導を行うべきだという文言をどこかに触れる必要はあるのではないかと私個人は思っております。

- **國島共同議長** この神田さんのご意見は、技術協力プロジェクトのお話ですね。
- **富本** 技術協力プロジェクトの中でも、派遣専門家と言われるものの中で、そのような指導に係る場合もあるでしょうということです。
- **國島共同議長** その前の鈴木さんからのご意見で 268 は、OK ということで分かりました。では、そう致します。今の富本委員がおっしゃったことは、なんらかのお答えや説明をした方がいいと思います。
- **鈴木** 考え方として、手続きでどうするかということは、一人の専門家だけでは難しいと思います。ガイドラインの中の構成なのか、提言なのか、そちらをお決め頂ければいいと思いますが、言及をどこかで、このようなところにもきちんと踏まえなさいということを書かれるということではよろしいのではないのでしょうか。手続きは難しいと思います。
- **氏家委員** 私もその点少し気になっておりまして、おそらく骨子の方に入ってくるお話かと思えます。
- **國島共同議長** では先に進みまして、89 ページの 269 は氏家委員です。1 ページめくって 90、91 ページの 270 は、松本委員の「署名後速やかに」ということで先程と同じ文面なので、私はこれで結構だと思います。以下、271 の氏家委員の意見、272 の松本委員、氏家委員の意見、それから 273、274。これは基本的に結構だと思います。先程の方針に従って、起草グループで直して頂きたいと思います。右側にいきまして、91 ページの 275、276、277 までは氏家委員からの非常に詳細なコメントです。こちらの先程のような取り扱いにさせていただきます。278 の松本委員の意見も、279 と同様の趣旨でございますので、その通りにして、これはこれで修正する。よろしいですか。

92、93 ページに進みまして、280 は氏家委員、281 は松本委員、281-a から 281-d は氏家委員。こちらもこのとおりの趣旨で、先程の方針で修文して頂ければと思います。よろしいですか。次はモニタリングにいきまして、282 は JICA からの修正と書いておりますが、よく読むとこれでもいいのではないかとこのことです。それから 285 の氏家委員と JICA のご意見。285 も私はこれでいいのではないかと思います。286 の山崎委員からのご意見で、「外務省の支持を受けて」というのは原案でもいいのではないかとこのことで、あえて書かなくてもいいのではないかとこの意味で却下とします。JICA はここを「削除」と書いてありますが間違いですか。間違いだそうですので、286 について何かご発言があればお願いします。

- **前田氏** これは前からやっている整理と同様の主旨でしょうか。
- **國島共同議長** 事業主体の中身がはっきりされればいいということですか。
- **前田氏** はい。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。93 ページまでは、そのようなことでよろしいですか。93 ページの下から 94、95 ページですが、288 の JICA のご指摘ですが、290 の村山委員の修文のご提案、これまでは結構ではないかと思えます。それから 292 の「委員会を設置し」を「アドバイザーグループを設置し」に修正というのは、先程の諮問委員会の議論に従って、そこで決まった文言で自動的に文章を決めるということよろしいでしょうか。
- **鈴木** すみません。先方政府に求められる環境社会配慮ですので、JICA の中に作るという話ではなく、先方政府なのです。対象プロジェクトに求められる環境社会配慮ですので、相手国に重要なものについては、きちんと相手国の中に専門家による委員会を作りなさいというところがございます。
- **國島共同議長** そうですか。すみません。そうすると村山委員の意見は違うということで、原案のままで差し支えないということよろしいでしょうか。294 の山崎委員の修文は、これは少し弱めた形ですので、こちらの方がいいと思いました。この右側の「作成が望まれる」というくらいで私はいいと思いました。
- **前田氏** 環境管理計画の議論の中で整理して頂ければと思います。
- **國島共同議長** わかりました。これは前の議論の流れに従って、整合性のあるように決めるようにします。その次が 296 ですが、「地域での紛争の有無を追加する」というのがどうしていいと思ったのかよく分からなかったので、石田委員からご発言があれば承ります。
- **石田委員** 昨日の骨子案の部分に関して、援助が紛争の地域に入った時の影響等を考慮の方がいいのではということで、このような指標を提案させて頂きました。
- **國島共同議長** よろしいですか。これはこの方向の修文で検討して頂くことにします。あと 297 も結構だと思います。それから 298 の「中央政府」も結構だと思います。それでは 95 ページの案は原則として、これにするということよろしいでしょうか。では 1 ページめくって頂きまして、96、97 ページは 303 のところに「等」を消すという案と、右側の 311 に「上水道を追加する」とありますが、これは 2 つともいいと思ったのですが、上水道は特に何か問題がございますか。田島さんはいらっしゃいませんね。何かこれは差し支えあるのですか。
- **鈴木** いえ。存じません。影響を及ぼしやすいセクターに上水道が妥当なのかというのは、少々疑問です。
- **氏家委員** 起草グループの中では上水道をどうしようと議論になりました。影響を及ぼしやすいセクターではないのではという議論で、確か入れなかった時と記憶しております。

- **國島共同議長** 中水という概念はあるのですか。上水・中水・下水とよくいいますが。
- **氏家委員** JBIC の場合だと確か上水道が入っていたと思います。その場合、浄水施設プラス貯水池まで含んだ概念だったかと思うのですが、上水の場合、そこまで大きな貯水池にならないだろうということから、起草グループの中では、確かあえて取り上げなかったと思います。
- **富本** これはかねがね私も気にしているのですが、上水道だけ行うという案件がいいかどうか。上水道を行えば、必ず下水道の問題も出てくるのですが、ここは切り離れたことに非常に大きな問題がございまして、実際は上水道だから環境にはむしろプラスだというような考え方もあるのですが、上下水道というようなことで1つにくくるのか。あるいは上水道だけ取り上げて、これは環境には影響がないと言いきってしまうのは、危ないのではないかという考え方です。
- **鈴木** JBIC のガイドラインを我々は見習ったので、JBIC のご意見はいかがでしょうか。
- **澤井委員** JBIC の方では、上水道は影響を及ぼしやすいセクターには含めておりません。ただし、地域の特性や住民移転が伴うということであれば、A 種になってくるといえる考え方です。
- **國島共同議長** 何か他に意見ございますか。
- **吉田委員** 上水も色々と地域によって、例えば水がないところにとっては非常に社会的な Conflict を生む案件であります。これには工業用水も入っておりませんが、工業（用水事業）・灌漑・上水・工業用水等というのは社会的な Conflict があります。
- **原科共同議長** むしろ用水事業と言った方がいいのではないのでしょうか。
- **吉田委員** 用水事業でもいいのではないですか。
- **鈴木** （2）大規模地下水用水というのが特性に入っていますが、これには含まれないのですか。
- **原科共同議長** 今おっしゃった要請は、工業用水・灌漑用水等の用水です。そのような意味や範疇で考えるといいかもしれません。田島さんがどのような趣旨でお出しになられたか分かりますか。
- **國島共同議長** 田島さんは前から大事だと、何回もご意見をおっしゃっていました。どうしましょう。いずれにしても 15 番として上水道を 14 番の観光の後に置くのは、唐突な感じがします。
- **原科共同議長** 10 番の中に入れればいいのではないのでしょうか。「下水・排水処理及び上水道」とかいかがでしょうか。
- **國島共同議長** 「上水道・下水・排水処理」と書いては駄目ですか。
- **原科共同議長** 10 番に入れてはいかがですか。
- **田中委員** 地下水の場合は下の「2.影響を及ぼしやすい特性」で見られますし、上だと「ダム・貯水池」というところもあり、実際には多目的ダムを用いて上水道を作る計画

もかなり多いものですから、私はJBICの方で上水を特に入れていないというのであれば、このあたりで読めるのではないかとということで、無理して入れる必要はないのではないかと個人的には思っております。ただ要請が来た時に色々な要請書の中を見たら、これはやはり問題があるということで、このガイドラインに基づいて作業を行うということは当然あると思います。ですから、ここでは入れる必要はないと個人的には思っております。

- 國島共同議長 どうでしょう。こんなところで詰まってもしょうがないのですが。
- 吉田委員 上下水として「上」を入れたらいいのではないのでしょうか。
- 國島共同議長 上下水ですね。
- 田中委員（環境省） 今のは「上下水・廃水処理」ですか。これは下水処理ではないのでしょうか。
- 國島共同議長 それでは「上水道、下水・廃水処理」でいきましょう。おっしゃるとおりです。
- 田中委員（専門員） すみません。今のはまた議論が出来ればよろしいのですが。
- 國島共同議長 作って最終案にきて、やはり取った方がいいということであれば、その時に言って下さい。色々な事情があるでしょうが、私の感覚ではあった方がいいと思います。99 ページの別紙 3 について色々書いてあることは、これは議論の項目ということで前に決めておりますので、それに従って直すということにします。「全体に対するコメント他」が残っておりますので、特に最初の基本方針として、起草グループに作って頂きましたものには前半に「提言案」があって、今日議論して頂きました部分の「構成と内容」という 2 部構成になっていたのを、1 つのものとして合体させた方がいいというご意見が、私の理解するところでは多いと思いました。まとめ方として、そのような方向でまとめるということで、101 ページの原科共同議長、松本委員のご意見は、それで進めるということではよろしいのでしょうか。言うのは簡単なのですが、実際にここまで形を作ったものを 1 つにするのは大変ではないのでしょうか。
- 田中委員（環境省） それは形式的だけなので、いかようにも出来るのですが、原科共同議長のご意見は 5-2 の中に全て入れ込むというような、膨大なものが入ることなのででしょうか。
- 原科共同議長 そのような考えだったのですが、ただうまく整理できればそれでいいと思います。
- 田中委員（環境省） 何が一番見やすいかということだと思います。
- 原科共同議長 そうです。趣旨は先程國島共同議長がおっしゃったようなことです。全体に 1 セットだというのが分かるような形で、パブリックコメントを求めた方がいいと思います。
- 田中委員（環境省） 分けると言っても別文書ではなく、あくまで別添です。
- 原科共同議長 だいたい前半だけ見てということになりがちです。

- **田中委員（環境省）** 具体的に 5-2 の中に全部押し込むということですか。
- **原科共同議長** それがどうしても不都合で、量が多くなり、かえって分かりにくくなるということでしたら、少し構成を変えてもいいと思います。
- **國島共同議長** 最後に表をもってくればいいのではないのでしょうか。6 と 5 を入れ替えるとかでもいいのでしょうか。
- **田中委員（環境省）** それはあまり別添でも変わらないではないのでしょうか。
- **原科共同議長** 前回と前々回の議論で、試案のところと別添のところとで随分食い違いがあるということがありまして、セットで書かなくてはならないという話になったと思います。それを踏まえて、私は意見を出しました。
- **國島共同議長** では、今の田中委員の「構成を変えるだけなら、大したことがない」という力強いお言葉で、1 つにまとめるという方向にしたいと思います。
- **田中委員（環境省）** まとめることはいいのですが、まとめ方をどうしましょうかということなのです。
- **國島共同議長** 今この原案の 1 から 6 の目次の構成は、起草グループとしてそれなりに検討した結果出されているわけですから、今のことは 5 のところにまず入れたものを作って頂くということでもよろしいのではないのでしょうか。
- **田中委員（環境省）** 例えば入れるだけであれば、5 に入れ込んだ上で、フォントを変えるとか、字体を変えるとか、表を入れるとか、そのようなことで分かりやすくすることは簡単なことなのですが、例えばそのようなことでいいのでしょうかということです。
- **國島共同議長** 差し当たりは、そのようなところから始めるということでもいいと思います。それで 100%完璧なものかどうかは、出来たものを見てみないと分からないということではないのでしょうか。どうぞ。
- **鈴木** 村山委員からコメントが出ておりまして、102 ページに全体構成について「第一部、第二部」というご提案が折角出して頂いておりますので、そのご紹介です。
- **村山委員** 趣旨自体は、今出ている原科共同議長の趣旨と同様で、別添という別扱いにするのはグレードが違うイメージがあります。少しそこを修正するという意味で、私の提案としては「第一部、第二部」という表現にしました。特に 5 章の中に入れ込むということについては、一部がかなり膨大になって、バランスが少し悪いというイメージがあったので、このような提案をさせて頂きました。
- **國島共同議長** 何かご意見ございますか。どうぞ。
- **田中委員（専門員）** よろしいですか。私も村山委員がおっしゃったように、もし第一部・第二部という名前に別添を書き換えれば、同じだということで認識はよろしいですよ。第一部に全部入れてしまうと、第一部の 6 との間が空いてしまい、全体的の流れを、読む人が見えにくくなる可能性があると思いますので、村山委員の意見に賛同致します。
- **國島共同議長** 他に何かご意見ございますか。今のでよろしいですか。

- **原科共同議長** どうでしょうか。
- **國島共同議長** しかしどう作ろうとも、最終的に返事をするのは簡単な話だと思います。
- **原科共同議長** 意外と簡単でもありません。そうではないと思います。どうでしょうか。別添という扱いは、とにかくよくないと思います。
- **國島共同議長** ただ今の原案の 6 の前に厚いものが入るのは、なんとなく構成上変な感じがするということですが、別添の件は別にして構成と内容が最後のパートに本文の一部としてあっても、それは今村山委員のご提案は第二部としてもいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 第一部・第二部という格好にする場合、第一部の中に大切なものが抜けているのではないかと思います。それがこれまでの別添の中に入っていました。そのような相互の関連のことが問題ではないかということがあったと思います。ですから、そのあたりも配慮しなければならないと思います。
- **國島共同議長** 田中委員の案としては、今までの議論の中でどれがいいと思いますか。
- **田中委員（環境省）** 法制的には別添・別表というのは、全く一体となっているものであって、むしろそれが大事だという印象を受けますが、ただ委員会として別添にしたいということもよく分かります。そうだとすれば、例えば「7.」にしてしまうとか、そのようなことでもいい気がします。
- **國島共同議長** 位置は最後にしてということですね。
- **田中委員（環境省）** 提言の最後に「7.」を付けて、具体的なガイドライン案というものでいいのかもしれませんが。
- **國島共同議長** そのようなことなら、各部分がまごつかずに、全て同じ事由になるということで最初はこれにしてみますか。あと 102、103 ページの櫻井委員、馬谷さん、神田さんのご意見は、これは今まで議論になったことがございますので、議論するところがまだ残っておりますが、このようなことフローや図表を、しっかりしたものを作るといふことにしたいと思います。
- **川村委員** 説明だけなのですが、私の出している表は 78 で言及しているものです。基本的には外務省の提案に基づいて、ガイドラインから提言案に移したということです。
- **國島共同議長** 78 の件ですね。これは議論の項目になると思います。分かりました。一応一通り見て頂いたのですが、最後に稲葉委員お願いします。すみません、忘れておりました。
- **稲葉委員** 国土交通省の稲葉でございます。最後まできたところで恐縮なのですが、30 ページの 92 については昨日議論されたところですが、昨日出張で出席出来なかったので、ここを出しているコメントについて、背景・意図をご説明したいと思います。92 は「⑦ 他の関連機関による本ガイドラインの活用等」というところで、原案は「JICA」の開発調査に類似した機関についても、このガイドラインを当てはめようということでございます。この右側の 2 番目のところに、このような修文意見を出しています。言葉

1つ1つというよりは趣旨なので、同じこの資料の40ページの表を見て頂くと分りやすいのですが、40ページをあけて頂けますか。「プロジェクトサイクルとJICAプロジェクトの関係」というこの表は、よく整理されていると思います。この中でJICAと同様に開発調査ということなのですが、それら機関の活動期間がどこに位置付けられるかを整理にしてみました。

まず左右について見てみると、必ずしも開発調査だけではないと思います。これらの機関が行っているのは、プロジェクト・ファイナディングですので、それは無償資金協力、技術協力のものも解除されない。そのような意味で、右側にさらに広がるべきであろう。それからもう1つは縦について見てみますと、この中のどこに位置付けるべきなのでしょう。かろうじて形成発掘の一番上の欄から、またはもしかするとこの表の欄外の上かもしれない。この全体の中でいうと、川上なのです。そのような位置付けだと思います。そのような前提でお話すると、原文にあるように「ガイドラインを適用・準用する」というのが、果たして適当なのか。このガイドラインの一番大事なところは、要請段階以降の手続き等について詳細に書いておりますが、これをこの表の川上部分に適用・準用するというのは、空振りが多くなるような気が致します。

従って上流の作業は、当然川下の方でどのようなことになるかを考えながら行いますから、このガイドラインを参照しながら、あるいはよく理解した上で仕事を行うという言い方が、おそらく適当なのだろうと思います。それからもう1つですが、「準用すべきである」という「すべきである」ということなのですが、儀礼の問題としてこの委員会がJICAにすべきであるということはいいと思います。意見を求められておりますから結構なのですが、それ以外の組織に対して「すべきである」というよりは、「そうするのが適当である」、「そのするように勧告します」、あるいは「そのようにすることが適当だと考えます」とそれぐらいの表現に留めておくのがよろしいのではないかと。こういう趣旨でこのような修文を出しました。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございました。ここは昨日の議論では、前に農水省の山崎委員からもまとめではないですが、似たような形を出してほしいということは理解したということで、一応起草グループで処理をすることになったと私は理解しております。一応お約束の13時になりました。次は議論をするということなのですが、次はいつですか。
- **鈴木** それでは、ご連絡を申し上げます。25日月曜日の9時30分から13時ということで、場所はここ（新宿）でございます。まさにこの場所で行いますので、よろしくお願い致します。
- **國島共同議長** 重ねて今日議事進行をさせて頂きました者として、どうしても今日中に終わらせたかったので、昨日事前に読み直しまして、採択と却下と起草グループに任せるといような、大変失礼なことを致しました。非常によく丁寧に見て頂いて、1つ1つのご意見は大変素晴らしいものだと思います。それにも関わらず、大変失礼なやり

方や扱い方をしてしまい本当に申し訳ないと思い、重ねてお詫び申し上げます。それでは特になければ、月曜日よろしくお願ひ致します。どうもご苦勞様でした。ありがとうございます。

-----◇-----

十三時閉会